

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別指針及び情報ノート

イラン：キリスト教徒及びキリスト教改宗者

第7版

2022年9月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

審査	4
1. 序論	4
1.1 申請の根拠.....	4
1.2 留意点.....	4
2. 論点の考察	4
2.1 信憑性	4
2.2 適用除外.....	5
2.3 条約上の理由.....	5
2.4 危険性.....	6
2.5 保護.....	9
2.6 国内移住	9
2.7 証明.....	9
国別情報	10
3. 法的状況.....	10
3.1 宗教.....	10
3.2 背教及び布教活動.....	10
3.3 証拠書類の作成.....	12
4. 宗教人口.....	13
4.1 全般.....	13
4.2 『民族的』キリスト教徒	14
4.3 キリスト教改宗者.....	17
5. 家庭教会.....	19
5.1 発展及び組織化	19
5.2 人数及び立地.....	21
6. 政府による扱い及び政府の姿勢.....	22
6.1 『民族的』キリスト教徒に対して.....	22
6.2 キリスト教改宗者に対して.....	24
6.3 家庭教会の監視及び摘発	25
6.4 ソーシャルメディアの監視.....	27
6.5 逮捕及び刑事告発	28
6.6 被拘禁者の扱い.....	31
6.7 保釈金.....	32
6.8 有罪判決及び刑期	33
6.9 キリスト教活動の終止宣言及び再教育	35
7. 教育及び雇用の権利	37

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.1 教育	37
7.2 雇用.....	38
版管理	40

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

審査

2022年9月14日更新

1. 序論

1.1 申請の根拠

1.1.1 個人が以下であることを理由に、政府による迫害及び／又は深刻な危害を受けることへの恐れ

- ・ キリスト教徒であること。
- ・ イスラム教からキリスト教徒改宗したこと
- ・ キリスト教への改宗を他の個人に積極的に求めていること。

[目次に戻る](#)

1.2 留意点

1.2.1 この集団を全ての文献が区別しているわけではないが、キリスト教徒はおおむね、以下で構成される。

- ・ 『民族的』キリスト教徒（多くが正教徒又はカトリック教徒であるアルメニア人、アッシリア人及びカルデア人）
- ・ 『非民族的キリスト教徒』 大多数は 1979 年のイスラム共和国の樹立以前及び、2005 年から 2006 年までにイスラム教からキリスト教に改宗した、ペルシャ語（ファルシ語）を話すイラン人。このキリスト教徒は、おおむね、プロテスタント信仰、特に、ペンテコステ派、長老派及び聖公会を信奉する。
- ・ 『キリスト教改宗者』 2005 年又は 2006 年以降にイスラム教から改宗した信者で、登録された改宗教会に所属せず、家庭教会運動に所属する可能性がある（宗教人口及び家庭教会を参照）。

[目次に戻る](#)

公式 – 機密 : Start of section

本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。
本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。
本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

公式 – 機密 : End of section

[目次に戻る](#)

2. 論点の考察

2.1 信憑性

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、信憑性及び難民地位評価に関する指令を参照。

2.1.2 意思決定者は、英国の査証又はその他の形態の在留許可が以前に申請されたか否かも調査しなければならない。庇護申請が査証と一致する場合は、庇護申請者の面接の前に調査するべきである（「査証の一致、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護指令」を参照）。

2.1.3 個人が主張する出身地について疑義がある場合は、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要も考慮するべきである（言語分析に関する庇護指令を参照）。

公式 – 機密 : Start of section

本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

公式 – 機密 : End of section

[目次に戻る](#)

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の 1 つ（又は複数）の適用可能性を考慮するための深刻な理由があるか否かを検討しなければならない。事案はそれぞれ、個々の事情及び理非に基づいて考慮しなければならない。

2.2.2 当該個人が難民条約の適用から除外される場合は、当該個人は（難民の地位よりも除外の適用範囲が広い）人道的保護の付与からも除外される。

2.2.3 適用除外及び制限付き許可に関する指針は、難民条約 第 1 条 F 項及び第 33 条 2 項に基づく庇護指令及び、制限付き許可に関する指令を参照すること。

公式 – 機密 : Start of section

本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

公式 – 機密 : End of section

[目次に戻る](#)

2.3 条約上の理由

2.3.1 実際の又は誤認された宗教

2.3.2 難民として認定するには、条約上の理由を立証するだけでは不十分である。問題は、申請者が実際の又は誤認された難民条約上の理由により迫害を受ける十分に根拠のある恐怖を有しているか否かである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3.3 難民条約上の 5 つの根拠に関する詳細な指針については、庇護指令、信憑性及び難民の地位評価を参照すること。

[目次に戻る](#)

2.4 危険性

a. 『民族的』キリスト教徒及び『非民族的』キリスト教徒に対する政府の扱い

2.4.1 「民族的」キリスト教徒は、政府から迫害又は深刻な危害を受ける現実的な危険性はおおむねない。『非民族的』キリスト教徒（1979 年以前及び、2005 年から 2006 年頃までに改宗した）も同様に、政府から迫害又は深刻な危害を受ける現実的な危険性はない。

2.4.2 一部の『民族的』及び『非民族的』キリスト教徒は公的差別に遭遇するが、これは、その性質及び／又は反復性により十分に深刻になる見込みは低いあるいは、様々な措置の累積により迫害又は深刻な危害になる可能性は低い。事案はそれぞれ、政府による現実的な危険性の立証責任を申請者に委ねた上で、個別の理非について考慮しなければならない。

2.4.3 『民族的』キリスト教徒（アルメニア人、アッシリア人及びカルデア人）は憲法で認められており、政府は、一部の制限を適用してはいるが、教徒がその信仰を妨害されずに実践及び教授することをおおむね認めている。教会での礼拝をファルシ語（ペルシャ語）で行うことは許されず、現地語での礼拝のみ許される（政府による扱い及び政府の姿勢 - 『民族的』キリスト教徒に対してを参照）。

2.4.4 キリスト教徒及び教会は全て、当局に登録されなければならない、教会に通うことを許されるのは公認されたキリスト教徒のみである。この公認されたキリスト教徒は改宗を勧誘してはならない。イスラム教徒家系のキリスト教徒が礼拝に参加することがないように教会は治安職員によって監視されており、この制限を遵守しない教会は閉鎖されている（政府による扱い及び政府の姿勢 - 『民族的』キリスト教徒に対して及びキリスト教改宗者に対してを参照）。

2.4.5 危険性評価に関する詳細な指針については、信憑性及び難民の地位評価に関する庇護指令を参照。

[目次に戻る](#)

b. イスラム教からキリスト教への改宗者（キリスト教改宗者）に対する政府の扱い

2.4.6 イラン国内でキリスト教に改宗したことが確認された個人及び、その信仰を国内で公然と実践するようとする個人は、政府から冷遇又は差別される可能性があり、これは、その性質又は反復性により十分深刻でありかつ、迫害になる。実際の又は誤認された信仰を理由に申請者が深刻な危害又は迫害を受ける現実的なリスクに晒されることを証明するためには、政府による現実的な危険性を証明する責任を申請者に委ねた上で、各事案を個別の理非について考慮しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.7 国別指針の判例 **PS(Christianity – risk) Iran CG [2020] UKUT00046 (IAC)** (2019年11月13日及び14日審理、2020年2月20日公布) (以下、**PS Iran** という) は、『(中略) イスラム教からキリスト教に改宗したことを宣言するイラン国籍者の保護申請に適用される』(第141段落)。

2.4.8 上訴審判所 (UT) が **PS Iran** の中で述べたところによれば、『申請者が非民族的キリスト教徒に関わる限りこの判決が採用され、国別指針の判決 **FS and Others(Iran - Christian Converts)Iran CG [2004] UKIAT 00303** 及び、**SZ and JM (Christians - FS confirmed) Iran CG [2008]UKAIT 00082** は撤廃され、今後準拠されることはない』(第142段落)。

2.4.9 UT は **PS Iran** の中で、『教会の幹部又は活動家と認識される個人は、危害を受ける現実的な危険性に遭遇する』とする **SZ and JM** の審理結果に同意した (第85段落)。

2.4.10 通常の改宗者はイランに帰国した場合でも、他のリスク要因の対象になる深刻な危害を受ける危険生に晒されることはないと判断した **SZ and JM** (第148段落) と対照的に、UT は **PS Iran** の中で以下のように述べた。

『しかしながら、当法廷は、「通常の」キリスト教徒、即ち、家庭教会の集団礼拝への参加を超える役割を担わない個人は当局に注目されないと推測することを安全だと判断しない。一般的に、情報筋が用いる言い回しは、逆に、逮捕されるにはキリスト教徒であるだけで十分であることを示している。例えば、「当局は未登録教会の信者を逮捕している」、「報告されたところによれば、逮捕は、宗教集会に対する警察の摘発時に発生した」、「キリスト教徒、特に、福音派信者及びイスラム教からの改宗者に偏向する不均等な逮捕及び拘禁が相次いで発生している」(第86段落)。

2.4.11 **Article 18**、**Open Doors**、**Middle East Concern** 及び **Christian Solidarity Worldwide** を含む複数の情報筋は、キリスト教改宗者 - 幹部及び主催者そして「通常の」キリスト教信者の逮捕及び拘禁を相次いで報告している。こうした逮捕は、常ではないが、たいてい、治安部隊による家庭教会の摘発後に発生している (家庭教会、家庭教会の監視及び摘発及び、逮捕及び刑事告訴を参照)。

2.4.12 UT は **PS Iran** の中で、『意思決定者は、申請者が[義務付けられた立証基準に]従って自身がキリスト教徒であることを証明したか否かを決定することから始めるべきだ。この举证責任が果たされる場合は、以下の考慮事項が適用される、と述べた。

『i) イラン国内でその信仰を公然と実践することを追求するキリスト教改宗者は、迫害の現実的な危険に遭遇する。

『ii) 申請者が実際にはその信仰を隠す意思を持つ場合は、意思決定者はその理由を考慮するべきである。申請者の動機の一部がかかる迫害への恐れである場合は、上訴を許可するべきである。

『iii) 申請者が純粋に他の理由 (家族の圧力、社会的制約、個人的嗜好など) でその信仰を隠す選択をする場合は、保護を却下するべきである。証言が示すところでは、自宅領域内での私的な単独での信仰は可能であり、この場合は、迫害の現実的な危険を伴うことはおおむねない (第143段落)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.4.13 『「教会の証人」が提示した書面及び口頭による証言について、報告された判例 MH (review; slip rule; church witnesses) Iran [2020]UKUT125 (IAC) (2020年1月28日審理、2020年3月11日公布)において UT は、かかる証拠資料『(中略)はキリスト教への改宗事案において潜在的に重要である (TF & MA v SSHD [2018]CSIH 58 を参照)。かかる証言は専門家の証言と適切にみなされるものでも、また、必ずしも重視に値するものでもなく、かかる証言に付与される重みは、裁判所の実事認定者に向けられる』と述べた (頭注 iv)。

2.4.14 UT はまた、PS Iran の中で以下のように述べている。

『宣言した改宗に申請者が不誠実であると判断される場合は、「国内で」迫害を受ける現実的な危険性はない。かかる個人がキリスト教徒と自ら関わる理由はないため、イラン当局から悪い意味で注目されるであろう現実的な危険性はない。意思決定者は、これに関係なく、入国時の「ピンチポイント」で発生し得る以下の危険性を考慮しなければならない。

『i) 申請を却下された庇護希望帰還者は全員、入国時に尋問を受けさせられる。これには、庇護を申請した理由に関する尋問が含まれる。

『ii) キリスト教徒であると主張したことを明言する帰還者は、当然ながら、詳細な尋問を受けさせられる可能性が高い。

『iii) 帰還者は宣言したキリスト教信仰を放棄する誓約書の署名を求められる可能性がある。従って、尋問はおおむね短時間であり、虐待の現実的な危険を伴うことはないだろう。

『iv) 拘禁が長期間に及ぶ理由がある場合は、これに応じて虐待を受ける危険性が発生する。長期間の拘禁を引き起こし得る要因は、事案ごとに決定しなければならない。これには以下などが考えられるが、これに限らない。

『a) 過去におけるイラン治安当局との敵対的接触

『b) イラン当局の利害関係者とのつながり

『c) 国内の家庭教会とのつながりがあると認識される教会での礼拝

『d) 当該個人が積極的にキリスト教を推進していたことを示す公開ソーシャルメディアコンテンツ』
(第 144 段落)。

2.4.15 ソーシャルメディアの監視に関する詳細な情報及び指針については、イランに関する国別方針及び情報ノート：ソーシャルメディアの監視及び現場での活動を参照。

2.4.16 危険性評価に関する詳細な指針については、信憑性及び難民の地位評価に関する庇護指令を参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

2.5 保護

2.5.1 当該個人が政府による迫害の十分に根拠がある恐怖を有する場合は、その個人はおおむね、当局の保護を得られない。

2.5.2 政府の保護の評価に関する詳細な指針については、信憑性及び難民の地位評価に関する庇護指令を参照。

[目次に戻る](#)

2.6 国内移住

2.6.1 当該個人が政府による迫害の十分に根拠がある恐怖を有する場合は、その危険から逃れる目的で移住できる可能性は極めて低い。

2.6.2 国内移住の考慮及び考慮に入れるべき要因に関する詳細な情報については、信憑性及び難民の地位評価に関する庇護指令を参照。

[目次に戻る](#)

2.7 証明

2.7.1 申請が却下される場合は、2002年国籍、移住及び庇護法の第94条に基づいて、『明らかに根拠がない』と証明できる可能性はない。

2.7.2 証明に関する詳細な指針については、2002年国籍、移住及び庇護法の第94条(明らかに根拠がない申請)に基づく保護及び人権に関する申立ての証明を参照。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

本節は 2022 年 9 月 14 日に更新された。

3. 法的状況

3.1 宗教

3.1.1 イランはイスラム共和国であり、他のイスラム学派も『全面的に尊重されている（中略）が、十二イマーム・ジャアファリー系シーア派イスラム教（Twelver Ja'afari Shia Islam）を正式な国教に指定している』¹キリスト教徒は憲法で（ユダヤ教及びゾロアスター教と共に）『（中略）法律の制限範囲内で、その宗教儀式及び祭式を自由に実践し、私生活及び宗教教育に関して、独自の正典に従って行動することができる』²少数宗派として公認されている。

3.1.2 キリスト教徒に関しては、『民族的』キリスト教徒（アルメニア人、アッシリア人及びカルデア人）及び『本人又はその家族が 1979 年のイスラム革命以前からキリスト教徒であったことを証明できる』教徒のみが国に公認される^{3 4}。世界信教の自由に関する米国国務省の 2021 年の報告書 (USSD IRF Report 2021)によれば、サービア・マンダヤ教徒もキリスト教徒として公認されているが、サービア・マンダヤ教徒はそのように自覚していない。⁵

宗教人口 - キリスト教徒も参照

[目次に戻る](#)

3.2 背教及び布教活動

3.2.1 USSD IRF Report 2021 によれば、『イスラム教徒がその宗教的信条を変える又は放棄することは法律で禁じられている。唯一公認される改宗は、他の宗教からイスラム教への改宗である。政府によって解釈されるシャリーアは改宗をイスラム教における棄教、死刑に処される犯罪とみなしている。法律上、イスラム教徒を父親として生まれる子供はイスラム教徒である。』⁶

3.2.2 また同報告書によれば、『キリスト教に改宗する個人は、法律でキリスト教徒と公認されない。このような信者は[公認された少数教派と異なり当局に]登録することを許されず、公認されたキリスト教団信者と同じ権利を与えられない。⁷

3.2.3 米合衆国を拠点とし、イランにおける人権及び法治に対する説明責任及び尊重を推進すること

¹ [Constitute, 'Iran \(Islamic Republic of\)'s Constitution](#) (Articles 1 and 12), 1979, revised 1989

² [Constitute, 'Iran \(Islamic Republic of\)'s Constitution](#) (Article 13), 1979, revised 1989

³ MRG, ['Iran – Christians'](#), December 2017

⁴ USSD, ['2021 Report on International Religious Freedom: Iran'](#) (section II), 2 June 2022

⁵ USSD, ['2021 Report on International Religious Freedom: Iran'](#) (section II), 2 June 2022

⁶ USSD, ['2021 Report on International Religious Freedom: Iran'](#) (section II), 2 June 2022

⁷ USSD, ['2021 Report on International Religious Freedom: Iran'](#) (section II), 2 June 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を目指す独立した非営利団体、イラン人権記録センター(IHRDC)がキリスト教改宗者の状況に関する2021年8月の報告書の中で述べたところによれば、『アブラハムの宗教[キリスト教又はユダヤ教]の信奉者がイスラム教徒になる場合は、その個人は負の影響に遭遇しなくなるだけでなく、以前は与えられなかった法的保護も受けることになる。これに対し、イスラム教徒がイスラム教から教義を変えかつ懺悔しない場合は、背教罪で告発される可能性がある。』⁸

3.2.4 キリスト教徒の権利擁護団体、Middle East Concern (MEC)によれば、『背教は刑法では禁じられていないが（背教を違法とする同法の改正案は2013年の改正法で採用されなかった）、刑法で扱われない事件では裁判官は権威あるイスラム法源に依拠するとする - イスラム法の制裁措置が背教に適用される余地を有効に提供する規定を掲げている。（中略）』⁹

3.2.5 IHRDCの報告書によれば、法律では禁じられていないが、背教に対する罰則は『（中略）禁錮刑から死刑に至るまで多岐にわたった。』¹⁰同報告書によれば、

『背教事案では、裁判所は、判事が成文法をその判決の根拠になると思えない場合は、その判事は権威あるイスラム法源及び伝統的なファトワに基づいて判決を下すべきだと規定する憲法第167条を発動させた。イスラム刑法（「IPC」）第220条も同様に、法律で言及されていない場合、特に、hodud[haddの複数形]刑が宣告されなかった時は、裁判所は憲法第167条を遵守し、権威あるイスラム法源を適用すべきである。』と定めている。IPC第15条によれば、hodud刑は、シャリーア法によって詳細が決定される刑罰である。』¹¹

3.2.6 IHRDCの報告書によれば、キリスト教の布教は禁止された。¹²

3.2.7 USSD IRF Report 2021によれば、『非イスラム教徒は、法律により、イスラム教徒を他の教義又は信仰に改宗させる説論又は企図に公然と携わってはならない。上記の活動は法律上布教活動とみなされ、死刑に処される。また、キリスト教徒、ゾロアスター教徒又はユダヤ教徒として公認されないイラン国民は、教会礼拝、又は十字架のような宗教的シンボルの着用といった、公の場での宗教的表現に従事してはならない。』¹³

3.2.8 The USSD IRF Report 2021は、背教及び布教活動に関連する刑法の規定を引用して以下のように述べた。

『刑法では、モハレベ（オックスフォード・イスラム辞典によると、コーランで使われる「社会的及び政治的福利を脅かす不信心者又は不法者によって引き起こされる腐敗した状況」）、フィサド・フィル・アル

⁸ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (1 Conversion to another religion), 12 August 2021

⁹ MEC, 'Iran', no date

¹⁰ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (2.1 Apostasy), 12 August 2021

¹¹ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (2.1 Apostasy), 12 August 2021

¹² IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (Executive summary), 12 August 2021

¹³ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section II), 2 June 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ツ (fisad filarz) (背教又は異端を含む「現生での腐敗」)、及びサブ・アル・ナビ (「預言者の侮辱」又は「神聖なるもの (イスラム教) の侮辱」を意味する「神に対する敵意」) に死刑を定めている。刑法によると、死刑の適用は加害者と被害者双方の宗教によって変わる。』¹⁴

3.2.9 イランにおける信教の自由の促進及び保護を目指すとする、ロンドンを拠点とする組織、Article 18¹⁵は 2021 年 2 月に、『(中略) 改宗者の訴追に日常的に使われる刑法の 2 箇条、即ち、第 499 条及び 500 条に影響を与える』改正案が法制化されたことに言及した。報告書では以下の改正案を引用した。

『第 499 条の新改正案は、「社会に暴力又は緊張をもたらす目的で又は、そのような[結果]が伴うことを知ったうえで、憲法の下に認められるイラン国民の民族性又は神聖な宗教又はイスラム学派を侮辱する全ての個人」に 5 年の禁錮刑を規定する (中略)。

『第 500 条の改正版は、「洗脳手法及び心理的教化」又は、「虚偽の主張又は、神性の主張のような、宗教及びイスラム教的領域での虚言」を通じて、「神聖なイスラム法と矛盾する又はこれを妨害する」、いわゆる「セクト (分離集団)」の信者による「逸脱した全ての教育又は布教活動」に 5 年の禁錮刑を規定する。』¹⁶

3.2.10 キリスト教徒を世界規模で支援する NGO、Open Doors International の様々な情報筋に基づく 2022 年 1 月の報告書によれば、『イラン政権は、キリスト教徒、特に、イスラム教からキリスト教に転向した改宗者を「セクト」及び「カルト」の構成員と定義しているため、この[刑法]改正は、上記のキリスト教徒に対する訴追範囲を拡大するものである。』¹⁷

有罪判決及び刑期も参照。

[目次に戻る](#)

3.3 証拠書類の作成

3.3.1 『海外移住したイラン人職業ジャーナリスト及び国内の市民ジャーナリストで運営される共同ニュースウェブサイト、IranWire』¹⁸及び、『独立したどこにも属さない非営利団体で、イランで発生する人権侵害を文書で実証するイラン人権センター (CHRI)』¹⁹はいずれも、2000 年 1 月に導入された国民本人確認カードに関する新規規則は、国民がイランの公認宗教の 1 つを登録することを許したものにすぎないと報告した。イスラム教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒又はゾロアスター教徒以外のカード申請者は全て、宗教的所属について、今後は『その他』にチェックマークを入れる選択肢がなくなる。本人確認 (ID) カードは、公共サービス及び、銀行口座開設又は運転免許証の申請等のその他の取引を利用する機

¹⁴ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section II), 2 June 2022

¹⁵ Article 18, 'Who we are', no date

¹⁶ Article 18, 'Iran passes bill that threatens further repression of Christian...', 19 February 2021

¹⁷ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (pages 5 and 13), January 2022

¹⁸ IranWire, 'About', no date

¹⁹ CHRI, 'Press Kit – Center for Human Rights in Iran', no date

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

会に不可欠である。^{20 21}

3.3.2 Article18 によれば、バハーイ教徒、ヤルサニ教徒、マンダヤ教徒及びキリスト教改宗者を含む、改宗を公認されていない少数宗派は、カードを申請する際に、その信仰について嘘をつくか、市民権を拒否されるかのいずれかにならざるを得ない。²²

3.3.3 キリスト教徒の権利擁護団体、バルナバ基金（**Barnabas Fund**）によれば、『イスラム教徒として生まれたキリスト教改宗者で、家族からの敵視又は迫害を避けるためにその信仰を公表しながらかった可能性がある者は、キリスト教徒であることを告白するか又は、その信仰について嘘をつきイスラム教徒のボックスにチェックマークを付けるかしなければならない。²³

3.3.4 バルナバ基金の問い合わせ窓口によれば、『所持者の宗教はカードには記載されないが、申請用紙に記載される情報は、政府のコンピュータネットワークで簡単にアクセスされてしまう。』ということである。²⁴

3.3.5 キリスト教徒の現状及び扱いに関するカナダ移民及び難民委員会（**IRB**）の回答（2017年から2021年2月まで）は、イランにおける宗教的アイデンティティを研究領域の一部とするメルボルンのある大学の特別研究員の意見を引用した。それによると、『その他』の区分に該当する場合でも、それを選んでしまうと『(中略) たいてい、その個人は「望ましくない宗教」に属することがわかってしまう (中略)』ということである。²⁵

3.3.6 CHRI によれば、『新規規則は、これから申請する全ての申請者に影響を及ぼす。また、既に発行された期限内のカードはまだ有効であるため、カードを紛失し、作り直しを必要とする全ての所持者にも影響を及ぼす。』²⁶

目次に戻る

本節は 2022 年 9 月 14 日に更新された。

4. 宗教人口

4.1 全般

4.1.1 イランの 2016 年全国人口世帯調査（**National Population and Housing Census**）によれば、総人口は 7,990 万人強[2022 年には 8,670 万人になると推計される²⁷]で、このうち 99.6%がイスラム教徒で、0.3%がキリスト教徒、ユダヤ教徒又はゾロアスター教徒を含むその他の宗教、0.2%が不詳となって

²⁰ IranWire, 'Bahais in Iran Denied ID Cards as Economic Persecution Continues', 8 January 2020

²¹ CHRI, 'Unrecognized Minorities in Iran Must Now Hide Religion to Obtain...', 27 January 2020

²² Article 18, 'Iran's ID-card policy turns unrecognised religious minorities into...', 28 January 2020

²³ Barnabas Fund, 'Iran forces Christian converts from Islam to declare their...', 24 February 2020

²⁴ Barnabas Fund, 'Iran forces Christian converts from Islam to declare their...', 24 February 2020

²⁵ IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

²⁶ CHRI, 'Unrecognized Minorities in Iran Must Now Hide Religion to Obtain...', 27 January 2020

²⁷ CIA, 'The World Factbook – Iran' (People and society), last updated 21 July 2022

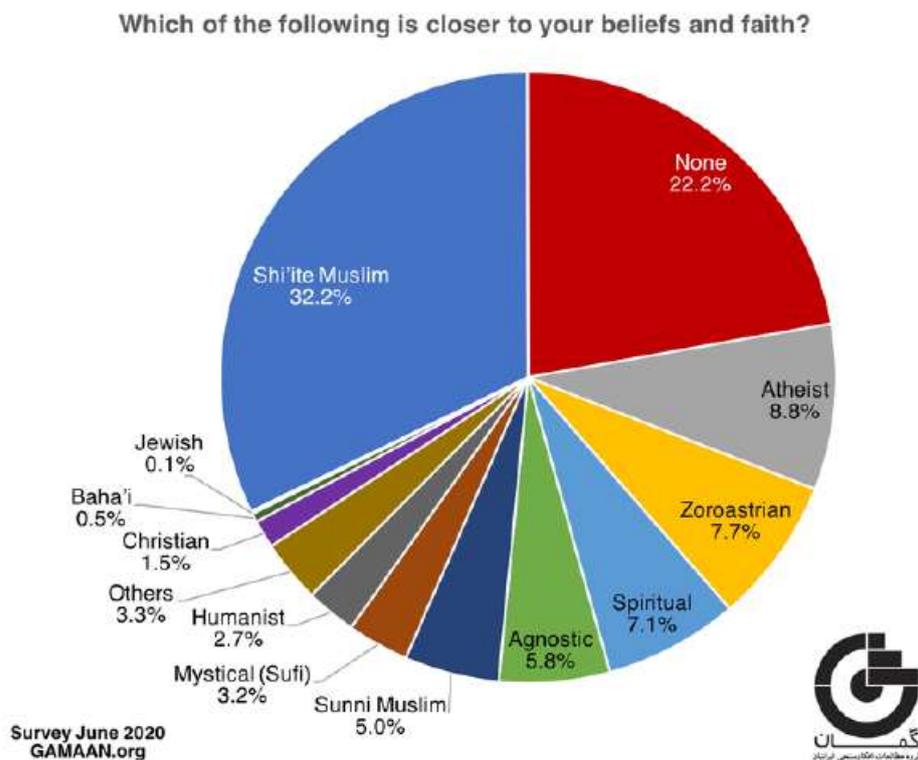
当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いる。²⁸

4.1.2 USSD IRF Report 2021 によれば、人口の 90%から 95%がシーア派で、スンニ派は 5%から 10%であった。²⁹

4.1.3 オランダを拠点とする調査機関、Group for Analyzing and Measuring Attitudes in IRAN (GAMAAN) は、2020 年 6 月に、イラン政府の信仰に対する姿勢についてオンライン実地調査を実施した。調査結果を見ると、イランに居住する 19 歳以上の回答者およそ 40,000 人のうち、イスラム教徒はわずか 40%であった（およそ 32%がシーア派、5%がスンニ派、3%がスーフィであった）。³⁰

4.1.4 次の GAMAAN の円グラフを見ると、調査回答者の宗教アイデンティティがよくわかる。³¹



[目次に戻る](#)

4.2 『民族的』キリスト教徒

4.2.1 Minority Rights Group International (MRG)はイラン国籍キリスト教徒を以下の 2 つの集団、即ち、イランの[公認]キリスト教徒人口の 90%以上を占めるアルメニア人、アッシリア人及びカルデア人[ア

²⁸ Statistical Centre of Iran, 'Selected Findings of the 2016 National...' (pages 20 to 21), August 2018

²⁹ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section I), 2 June 2022

³⁰ GAMAAN, 'Iranians' Attitudes Toward Religion: A 2020 Survey Report' (page 6), 25 August 2020

³¹ GAMAAN, 'Iranians' Attitudes Toward Religion: A 2020 Survey Report' (page 6), 25 August 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

シリア東方教会派カルデア人、カルデア教会派アルメニア人^{32]}と定義した『民族的』キリスト教徒及び、プロテスタント及び福音派信者で構成される『非民族的』キリスト教徒に分類した。³³

4.2.2 『民族的』キリスト教徒は、イランにイスラム教が伝道される前から存在し、^{34 35} 一連の情報筋に基づく Landinfo (ノルウェーの出身国情報センター) の 2017 年報告書によれば、『(中略)アルメニアの使徒教会及びアッシリア東方教会のような共通の民族集団及び言語を基盤とする古来の教団に所属する』。³⁶ Open Doors によれば、他の教徒は『(中略) アルメニア典礼カトリック教会及び(アッシリア)カルデア典礼カトリック教会(いずれも、広義のローマカトリック教会に属す)に所属する。プロテスタントになった教徒の人数はこれよりかなり少なく、アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団、アッシリアペンテコステ教会、アッシリア福音派教会、アルメニア福音派教会及び聖公会教会を特に含む、複数の教派に所属する。』³⁷

4.2.3 多数の信者がイスラム教からの改宗者である『非民族的』プロテスタント教団はほぼ全て、1925年から1979年にかけて実施された布教活動団体に分類することができる。³⁸(キリスト教改宗者を参照)

4.2.4 MRG、Ceasefire Centre for Civilian Rights 及び Centre for Supporters of Human Rights (CSHR) の 2018 年報告書によれば、アルメニア人は最大のキリスト教集団であり、テヘラン市及びイスファハーン市は、「ほぼ全ての」キリスト教信者の故郷であった。³⁹ 様々な情報筋に基づく IRB の回答(2017年から2021年2月まで)によれば、⁴⁰ウルミア、ハマダーン、アバダーン及びその他の都市にもイラン人キリスト教信者がいることがわかった。

4.2.5 Article 18、Open Doors、Middle East Concern 及び Christian Solidarity Worldwide (CSW) の複数のキリスト教徒権利擁護団体が 2022 年 1 月に公表した、2021 年の出来事を網羅する報告書によれば、『政府によると、イラン国内のキリスト教団は、アルメニア民族及びアッシリア民族の教団及び、小規模な外国人教団に制限される。』⁴¹

4.2.6 USSD IRF 報告書 2021 によれば、

『(中略) 政府は、国内のこの集団がイスラム教より前から存在していることを理由に、アルメニア系又はアッシリア系キリスト教徒であるイラン人又は、本人又は家族が 1979 年革命以前にキリスト教徒であったことを証明できるイラン人のキリスト教信仰のみを公認している。政府はサービア・マンダヤ教徒もキリスト教徒とみなしているが、サービア・マンダヤ教徒は自分達をそのように自覚していない(中略)

³² IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

³³ MRG, 'Iran – Christians', December 2017

³⁴ MRG, 'Iran – Christians', December 2017

³⁵ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section II), 2 June 2022

³⁶ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 7), 27 November 2017

³⁷ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 25), January 2022

³⁸ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 7), 27 November 2017

³⁹ MRG and others, 'Rights Denied: Violations against ethnic and...' (page 10), 13 March 2018

⁴⁰ IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

⁴¹ Article 18 and others, 'Annual Report 2021' (page 5), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は福音派プロテスタントをキリスト教徒とみなしていない。』⁴²

4.2.7 IHRDC の報告書によれば、『『民族的』キリスト教徒の大多数は、正教会又はカトリック教派を信奉している（中略）』⁴³

4.2.8 オーストラリア外務貿易省（DFAT）が一連の情報筋に基づいてイランに関する 2020 年 4 月の報告書の中で述べたところによれば、『民族的教会は異なる複数の教派を擁する - アッシリア系カトリック、正教会教団及び長老派教会があり（中略）』『従来の言語で説教を行うことを義務付けられている。』⁴⁴ アルメニア系教会及びアッシリア系教会ではペルシャ語で礼拝を行うことは禁じられている。⁴⁵

4.2.9 同報告書によれば、『イランには、政府が公認したキリスト教教会がおよそ 20 か所ある。』⁴⁶

4.2.10 USSD IRF Report 2021 によれば、キリスト教徒は、バハーイ教徒及びヤルサニ教徒と並ぶ 3 大非イスラム少数派の 1 つであった。⁴⁷

4.2.11 2016 年の国勢調査では、キリスト教徒は 130,158 人と特定され⁴⁸、国連データによれば、男女別人数は、それぞれ、69,075 人と 61,083 人であった。また国連データによれば、キリスト教徒の大多数は都市部に居住していた。⁴⁹ このおよそ 130,000 人という数字は、イランに居住するアルメニア人（アルメニア政府によれば、60,000 人から 80,000 人⁵⁰）及びアッシリア人（アッシリア政策研究所によれば、50,000 人⁵¹）の推計人口と一致する。

4.2.12 以下の例でわかるように、他の情報筋はキリスト教人口について上記と異なる数字を提供している。

4.2.13 国連特別報告者は 2020 年 11 月のイランにおけるキリスト教徒の人権状況に関するイラン政府への書簡の中で、イラン国内のアッシリア系及びアルメニア系民族的キリスト教徒の数を 250,000 人であると推測した。⁵² Open Doors は 2018 年付けの資料を引用して、『(中略) アルメニア系教団はおそらく、革命前の最大人数 250,000 人から現在は、30,000 人から 35,000 人まで減少した。』と述べた。⁵³

4.2.14 特別報告者は、キリスト教徒全体の人数を、500,000 人から 800,00 人であると推計した。⁵⁴

⁴² USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section II), 2 June 2022

⁴³ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (Introduction), 12 August 2021

⁴⁴ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.37), April 2020

⁴⁵ CSW, 'Letter to UN High Commissioner for Human Rights...', 10 November 2021

⁴⁶ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.37), April 2020

⁴⁷ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section I), 2 June 2022

⁴⁸ Statistical Centre of Iran, 'Selected Findings of the 2016 National...' (page 20), August 2018

⁴⁹ UN Data, 'Statistics' (Iran), 2016

⁵⁰ Armenian Gov, Office of the High Commissioner for Diaspora Affairs, 'Diaspora - Iran', no date

⁵¹ Assyrian Policy Institute, 'Iran', no date

⁵² OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020', 11 November 2020

⁵³ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 25), January 2022

⁵⁴ OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020', 11 November 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

USSD IRF Report 2021 の記述によれば、『ボストン大学の 2020 年世界宗教データベースによると、キリスト教徒はおよそ 579,000 人である（中略）』⁵⁵ これに対し、Open Doors は、キリスト教徒はイランの総人口の 0.9%に当たるおよそ 800,000 人であると述べた。⁵⁶ 100 万人を超えるとする推計もいくつかあった。^{57 58}

4.2.15 国連は、イランのキリスト教徒の大多数はイスラム教からの改宗者であると指摘したが、情報筋の中には『民族的』キリスト教徒と改宗者を区別していないものもあった。⁵⁹

[目次に戻る](#)

4.3 キリスト教改宗者

4.3.1 一連の情報筋に基づく Landinfo の見解によれば、国内の改宗者は改宗した時期により、大きく分けて 2 つの集団に分類できる。様々な情報筋を引用して、同報告書が述べたところによれば、

『1 つ目の集団には、1979 年のイスラム共和国樹立以前に行われた西側の布教活動の結果として改宗した改宗者、その子孫及び、2005 年から 2006 年ごろまでの比較的少数の新規改宗者が含まれる。これらの改宗者は、ペルシャ人及びイスラム教徒を家系に持つ人々及び、アッシリア人、アルメニア人、クルド人又はその他の民族の家系に属する人々で会衆がほぼ構成される登録された改宗者教会に所属している。最大規模で最もよく知られるのは、アッセンブリ・オブ・ゴッド教会である。これは、米国ペンテコステ運動に所属するペンテコステ派の分派である。また、布教活動を行い、イスラム教徒に洗礼を施した長老派教会及び聖公会教会もあった。上記の教会は、特定の条件の下に、1979 年のイスラム革命以降も、2013 年頃まで活動を続けることを許された（中略）』⁶⁰

4.3.2 Landinfo が『ペルシャ語で宗教礼拝を行いペルシャ語の聖書も使う』『改宗者教会』と表記したものの存続は、複数の情報筋から指摘された。^{61 62} イラン教区（Diocese of Iran）には、イスハファーンの聖ルカ教会及び聖パウロ教会、シラーズの聖シモン教会（St. Simon the Zealot's Church）及び、テヘランの聖パウロ教会から成る聖公会教会が所属する。ただし、上記には主教はいない。^{63 64} CSW 及びその他のキリスト教団体が 2021 年 11 月に述べたところによれば、こうした教会は『（中略）常に当局の厳重な監視下に置かれており』、また、『見学者の受入れ又は新しい信者を迎えることを許されなかった』⁶⁵

⁵⁵ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section I), 2 June 2022

⁵⁶ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (pages 5 and 13), January 2022

⁵⁷ Elam, 'Iran's story – The story of Iran's church', no date

⁵⁸ Article 18, 'Survey supports claims of 1 million Christian converts in Iran', 27 August 2020

⁵⁹ OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020', 11 November 2020

⁶⁰ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 7), 27 November 2017

⁶¹ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (pages 9 to 10), 27 November 2017

⁶² CSW, 'Letter to UN High Commissioner for Human Rights...', 10 November 2021

⁶³ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (Introduction), 12 August 2021

⁶⁴ JMECA, 'Iran', no date

⁶⁵ CSW, 'Letter to UN High Commissioner for Human Rights...', 10 November 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.3.3 **Open Doors** の 2022 年 1 月の報告書によれば、『ペルシャ語で会話されるプロテスタント教会は国内に 4 か所しか残っていない。この教会は、イスラム教からのキリスト教改宗者を受け入れることを禁じられており、見学者を受け入れることも新しい信者を迎えることもできない。他のペルシャ語系教会は - カトリック教会及びプロテスタントいずれも - 最近になって、強制閉鎖された。』⁶⁶

4.3.4 **Landinfo** は下記の改宗者で構成される第 2 の最大集団について解説した。

『(中略) イラン人を対象とする海外からのキリスト教宣教活動の結果として 2005 年から 2006 年以降に改宗した改宗者 (中略) この宣教活動は衛星テレビを通して、インターネット及びソーシャルメディアを利用して、また、ペルシャ語で書かれた聖書を広める方法で行われた。政府の抑制措置に反して、イスラム教徒に対する宣教活動が国内で発生したことも、複数の情報筋が伝えている。国内のキリスト教福音宣教師の一部は、外国で訓練を受け、洗礼を施された (中略)』⁶⁷

4.3.5 同報告書によれば、『こうした新規改宗者の大多数はおそらく、登録された改宗者教会に接触したことはなく、家庭教会運動に所属すると思われる』⁶⁸ (家庭教会を参照)。

4.3.6 2020 年の **GAMAAN** の調査結果によると、『キリスト教改宗者は相当な数に』及び (中略)』⁶⁹ ただし、調査で報告されているのは標本内の改宗者の比率で、人数ではない。標本に関する情報は、報告書の 3 頁及び 4 頁で入手できる。⁷⁰

4.3.7 『(中略) 当教会を国内外に拡大すること』⁷¹を使命と明言するキリスト教組織、**Elam Ministries** の日付不詳の報告書によれば、『(中略) この 20 年間でキリスト教徒になったイラン人は、イスラム教がイランに入って来て以来過去 13 世紀にわたる改宗者の合計より多い。1979 年におけるイスラム教徒からのキリスト教徒改宗者の推計値は国内でおおよそ 500 人であった。現在は、数十万人にも上る - 100 万人を超えるという説もある。』⁷²

4.3.8 **Article18** は、2020 年の **GAMAAN** 調査でキリスト教徒を自認した回答者およそ 40,000 人の 1.5%について、⁷³『この数字を 8,000 万人を超えるイラン人口全体に外挿すると (中略) これによって、キリスト教改宗者が 100 万人を超えることが示唆される。』⁷⁴

4.3.9 **Open Doors** が 2022 年 1 月の報告書の中で述べたところによれば、『イスラム教徒家系改宗者は国内最大のキリスト教徒集団であり、キリスト教に改宗する在外イラン人も数多い。』⁷⁵

⁶⁶ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 36), January 2022

⁶⁷ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 7), 27 November 2017

⁶⁸ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 8), 27 November 2017

⁶⁹ GAMAAN, 'Iranians' Attitudes Toward Religion: A 2020 Survey Report' (page 7), 25 August 2020

⁷⁰ GAMAAN, 'Iranians' Attitudes Toward Religion: A 2020 Survey...' (pages 3 and 4), 25 August 2020

⁷¹ Elam, 'What we do – Our mission', no date

⁷² Elam, 'Iran's story – The story of Iran's church', no date

⁷³ GAMAAN, 'Iranians' Attitudes Toward Religion: A 2020 Survey Report' (page 6), 25 August 2020

⁷⁴ Article 18, 'Survey supports claims of 1 million Christian converts in Iran', 27 August 2020

⁷⁵ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 14), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.3.10 キリスト教改宗者に関する Landinfo (ノルウェー出身国情報センター) の 2017 年報告書で引用された著者 Mark Bradley によれば、家庭教会コミュニティの幹部の 70%は女性であった (Mark Bradley, 2014) ⁷⁶。Landinfo が引用した、Open Doors の 2017 年報告書によれば、女性は『家庭教会運動で重要な役割を果たしており』、幹部、宣教者及び日曜学校の教師として実践したということである。⁷⁷ Open Doors は、2022 年 1 月の報告書の中でも、家庭教会の信者の大多数は女性であると繰り返し述べている。
78

4.3.11 Landinfo の 2017 年報告書によれば、『国内の改宗者の多くはプロテスタント、具体的に言うと、ペンテコステ派、長老派及び聖公会派である。他のキリスト教派への改宗の報告はほとんど見られない (中略) 改宗者は異なる民族的背景を持ち、この結果として、多民族かつ多文化のイラン人を反映する。』
79

目次に戻る

本節は 2022 年 9 月 14 日に更新された。

5. 家庭教会

5.1 発展及び組織化

5.1.1 IRB の回答 (2017 年から 2021 年 2 月まで) によれば、『複数情報筋の指摘によると、教会の閉鎖 (中略)、教会を新設するための国家認可の欠如により (中略) 又は公認教会の利用機会がアルメニア系及びアッシリア系キリスト教徒に限定されていることを理由に、イランでは家庭教会が拡大している (中略)』⁸⁰

5.1.2 複数の情報筋を取り上げた Landinfo の 2017 年報告書によれば、『家庭教会は、改宗者がキリスト教の教育を受け、聖書を購読し、共に祈り歌い、海外のキリスト教衛星チャンネルを介してペルシャ語のテレビ番組で説教を視聴するために民家に集まる時点で設立される。既に述べたように、説教及び教育には YouTube 及びスカイプも利用されている。家庭教会の信者は宗教文献も、テレグラム、インスタグラム及びワッツアップ (WhatsApp) のようなメディアから入手している (中略)』⁸¹

5.1.3 Open Doors によれば、『ペルシャ語での教会礼拝はほぼ全面的に禁止されており、残っているのは古くからある一部の教団のみである。改宗者の多くは非公式の家庭教会集会に集まる若しくは、衛星テレビ放送やウェブサイトを通じてキリスト教信仰に関する情報を手に入れる。』⁸²

5.1.4 Landinfo の 2017 年報告書で引用された複数情報筋の指摘によれば、改宗者のほとんどは、家族

⁷⁶ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 20), 27 November 2017

⁷⁷ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 20), 27 November 2017

⁷⁸ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 41), January 2022

⁷⁹ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 7), 27 November 2017

⁸⁰ IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

⁸¹ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 11), 27 November 2017

⁸² Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 14), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及び友人からキリスト教、そしてこの結果、家庭教会に引き合わされたが、他方、衛星テレビのキリスト教番組を介してキリスト教を知るところとなった信者もいる。⁸³

5.1.5 同報告書によれば、家庭教会の中には『(中略) 独立している又は海外の団体との接触がない地元のネットワークに所属しているものもあれば、海外の教会と非公式なつながりを持つ又は、Elam Ministries 及び Pars Theological Center といった海外のイラン人キリスト教徒団体が運営する広範囲のネットワークに所属するものもある (中略)』⁸⁴

5.1.6 Landinfo の 2017 年報告書の詳細によれば、『家庭教会の間には神学的相違も見られる。洗礼及び父と子と聖霊の御名を信じず、これゆえに、救世主の理解が伝統的キリスト教義と異なる教会もある (中略) おそらく国内最大の家庭教会ネットワークであるチャーチ・オブ・イランは英語圏の情報筋では、反三位一体論者とみなされている。』⁸⁵

5.1.7 『迫害を受けるキリスト教徒の苦難に意識を高める』独立したアイルランド系慈善団体、Church In Chains⁸⁶ は、反三位一体論者を「ジーザスオンリー」又は「ワンネス (唯一神) 教会」と表した。⁸⁷

5.1.8 2022 年 3 月 1 日付けのある記事の中で、イランのキリスト教系報道局である Mohabat News は、チャーチ・オブ・イランを『(中略) 父と子と聖霊の御名における三位一体及び洗礼の教義を拒絶するカルトと呼んだ。チャーチ・オブ・イランの信者はイラン国内の主流キリスト教教会と一切関係又はつながりを持たない。』この記事によれば、チャーチ・オブ・イランはアメリカ人福音主義者、William Branham の教えに従う⁸⁸。

5.1.9 DFAT の報告書によれば

『家庭教会は、規模、様式及び構成が様々に異なる。多くは、小規模で私的なものであり、近親者及び親しい友人で構成され、定期的又はほぼ定期的に集会を開いて、祈禱、礼拝、聖書購読及び／又は、外国から密輸入された衛星番組又は CD によるキリスト教のテレビ番組の視聴を行う。通常より規模が大きく、信者がその信条を家族及び友人と共有するにつれて組織的に拡大する可能性がある家庭教会もある。他のキリスト教団体と正式な結びつきがない集団もあれば、特定の都市又は地域内の家庭教会ネットワークに所属する集団もある。家庭教会の指導者の中には、(オンライン上で、キリスト教衛星テレビ放送を介して、あるいは、国外で修了する在宅講座を通じて) キリスト教神学の訓練を受ける者もいる。家庭教会の数は増え続けており、外国を拠点とする牧師がインターネットを介して離れた場所から教会を導き、教えを説く「インターネット牧師」を擁する。』⁸⁹

⁸³ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (pages 12 to 13), 27 November 2017

⁸⁴ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 11), 27 November 2017

⁸⁵ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (1)...' (page 12), 27 November 2017

⁸⁶ Church In Chains, 'What we do', no date

⁸⁷ Church In Chains, 'Church of Iran', 6 January 2022

⁸⁸ Mohabat News, 'Temporary release of a group of non-Trinitarian Christian...', 1 March 2022

⁸⁹ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.51), April 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次に戻る

5.2 人数及び立地

5.2.1 2017年の9月から10月にかけてイラン、トルコ及び英国で実施された聞き取り調査に基づく、2018年2月付けのデンマーク移民局及びデンマーク難民評議会の共同報告書（DIS-DRCの2018年共同報告書）によれば、『(中略)『在テヘラン西側大使館』によると、家庭教会はイランではごく普通であり、その数は増加している』⁹⁰ということである。

5.2.2 エラム宣教団（Elam Ministries）の事務局長、David Yeghnazar がイランの家庭教会について書いた日付不詳の報告書の中で述べたところによれば、『政府の治安当局者はこの違法な家庭教会の弾圧に熱心に取り組んでいるが、家庭教会の数は極めて多く、新しい教会も極めて定期的に設立されるため - それらを全て見つけ出すことは不可能である（中略）私の知るところでは、衛星テレビ、ソーシャルメディア及びフォローアップミニストリー（帰国者牧師）を通じて新たに植えられた[設立された]家庭教会は数百にも上る。』⁹¹

5.2.3 オープンドアーズの2022年1月の報告書の指摘によれば、独立した家庭教会は数1,000軒にも上った（中略）』⁹²

5.2.4 米国に拠点を置く宣教団体、Global Opportunities for Christ の日付不詳の記事では、『家庭教会の地下ネットワーク（中略）と呼ばれる、Global Catalytic Ministries（GCM）の支援を受けるプロジェクトであるイランの家庭教会ネットワークについて報告された。』⁹³

ウェブサイトによれば、GCMは『弟子の育成、教会の植付け及び指導部の開発により、イエスキリストの力で世界全土のイスラム教徒を変えるために存在する。』⁹⁴Global Opportunities for Christ の記事によると、イラン国内の『GCM』の家庭教会ネットワークは、多くが小規模のおよそ500か所の家庭教会で構成され、合計100か所以上の異なる都市に5,000人近い信者を有する。』⁹⁵

5.2.5 Church In Chains によれば、三位一体説を否定するチャーチ・オブ・イラン（The Church of Iran）は『(中略) イラン北部のラシュトに拠点を置くが、カラジ、シラーズ及びイスハファーンにも信者を擁する（中略）』⁹⁶

5.2.6 DFAT の報告によれば、『国際監視団によると、家庭教会はイラン全土、特に、大都市に存在する。』DFAT の把握するところでは、家庭教会は『(中略) 大都市（テヘラン北部を含む）のどちらかと言うと裕福で自由な地域にあり』、また、『(中略) 家庭教会の会衆は敵的に家を変えて見つからないように

⁹⁰ DIS-DRC, 'Iran: House Churches and Converts' (page 20), 23 February 2018

⁹¹ Elam Ministries, 'Iran's Story' (How persecution in Iran has backfired), no date

⁹² Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 25), January 2022

⁹³ Global Opportunities for Christ, 'House Church Network in Iran', no date

⁹⁴ GCM, 'About - GCM', no date

⁹⁵ Global Opportunities for Christ, 'House Church Network in Iran', no date

⁹⁶ Church In Chains, 'Church of Iran', 6 January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

している。』⁹⁷

目次に戻る

本節は 2022 年 9 月 14 日に更新された

6. 政府による扱い及び政府の姿勢

6.1 『民族的』キリスト教徒に対して

6.1.1 IRB の回答（2017 年から 2021 年 2 月まで）によれば、

『MRG は、アルメニア人は「イラン政府との良好な関係を主張している」と指摘した上で、イランでは、宗教少数派は欧州に比べて困難に遭遇する機会が「少ない」と断言したとされるアルメニア人キリスト教徒議員の例を提示している（中略）特別研究員によれば、アルメニア人及びアッシリア人キリスト教徒はその信仰を实践及び教授する上で障害に遭遇することはない（中略）また同情筋によれば、信徒は宗教少数派として公認されないものの、「イランに居住する、場合によっては複数世代にわたるイラン人以外を出自とするキリスト教徒（たいていは、ローマカトリック、ロシア正教及び様々なプロテスタント教派）」は、当局から「多くの干渉」を受けない（中略）しかし、イラン人権センター (CHRI) の代表が、調査局との書簡の中で指摘したところによれば、「[憲法の]第 13 条に記載される保護は、実際には執行又は実施されない」（中略）』⁹⁸

6.1.2 DFAT の 2020 年 4 月の報告書によれば

『公認されたキリスト教教団の活動は、布教活動を防ぐために厳しく規制されている。キリスト教徒及びキリスト教教会は全て、当局に登録されなければならない、教会に通えるのは公認されたキリスト教徒のみである。治安当局者は、礼拝がファルシ語で行われていないことを確認するために登録教会を厳重に監視し、かつ、キリスト教徒でない者又は改宗者が礼拝に参加していないことを確認するために礼拝者に対して定期的な本人確認を実施する。当局は、この数年を通じて、上記の制限を遵守しなかったことを理由に、1979 年以前から存在する教会を含め、複数の教会を閉鎖した。』⁹⁹

6.1.3 同報告書によれば、

『刑法は少数派宗教団体による布教活動を厳重に禁止している - 非イスラム教徒がイスラム教に改宗する行為は、死刑に値する重罪である。こうした背景を受けて、3 つの公認少数宗派は布教を行ったり、改宗者を受け入れたりしない。民間人に対する奉仕活動を行ってはならないとする厳格な指示は、テヘラン及び他の地域の国外追放者に奉仕する少数のラテン系のカトリック及びプロテスタント教会を含む、

⁹⁷ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.51), April 2020

⁹⁸ IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 202

⁹⁹ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.38), April 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

全ての公認教会に適用される。この禁止条項の施行に向けて、当局は公認教会を厳重に監視している
(中略) DFAT が把握するところでは、公認教会は、この禁止条項の遵守を改宗者に試す方法として、
改宗に興味があると偽る電話の主からの問い合わせを定期的に受けている。』¹⁰⁰

6.1.4 Open Doors の 2022 年 1 月の報告書によれば、『(全てではないにしても) 多くの公開礼拝は、
秘密警察の監視対象になっている。アルメニア人及びアッシリア人は、監視対象ではあるが、礼拝を独自の
の言語で行いかつ、その集会及び活動にイスラム教徒家系のキリスト教徒を歓迎しない限り集会を禁止
されることはない。』¹⁰¹

6.1.5 DFAT 報告書によれば、

『公認教会に関わる教団幹部の報告によると、こうした制限はあるものの、当局はその宗教上の権利を尊重
しており、教団はその空間内では(男女混合の集会の開催、儀式のためのアルコールの使用及び、女性が
頭を覆わない許可を含め) 政府の干渉を受けずに自由に行動できるということである。DFAT がテヘラン
出身の地元のキリスト教徒から聞いたところによれば、公的差別又は社会的差別を受けた経験はなく、
その信仰の実践で不快な思いをしたことはないということである。』¹⁰²

6.1.6 Open Doors が 2022 年 1 月付けの報告書の中で述べたところによれば、『民族的』キリスト教徒
は憲法上の権利を享受するが、依然として差別を受けていた。同報告書によれば、

『『民族的』キリスト教徒は、ペルシャ語(ファルシ語)での礼拝の実施又はペルシャ語での宗教冊子の
印刷を許されていない。『民族的』キリスト教徒は雇用上の制限(特に、官公庁職の多くはイスラム教徒
であることが必須条件で、当局は、イスラム教徒の雇用主にキリスト教徒従業員の解雇を強制することで
知られる)、婚姻上の制限(例えば、非イスラム教徒男性がイスラム教徒女性と結婚することは民法で禁
止されている)、裁判所による不平等な扱い、[国営孤児院]からの[イスラム教徒]の子どもの養子縁組の禁
止¹⁰³、国内の全女性に対するイスラム文化のヒジャブの着用義務化及び、イスラム教徒の財産の相続の
禁止(これは、金銭的理由でのイスラム教への改宗を助長する)。イランの民法第 881 条は、「異端者が
死亡するときに、受取人の中にイスラム教徒がいる場合は、唯一の遠縁者の場合でも、この遺産受取人が
全財産を相続すると定めている。この条項では、公認された宗教少数派も「異端者」と呼ばれる。キリス
ト教徒は、裁判官のような公職に就くこと、大統領の資格又は地方議員への選出(イラン議会、マジリス
の少数宗派のための指定議席 5 議席の 3 議席を除く)も許されない。

『政府は公認教会に、洗礼を受けてキリスト教徒になろうとする全てのイスラム教徒を拒絶するよう強
制し、その信者の登録を義務付けている。政府はこれを遵守しない全ての教会を閉鎖する。このため、改
宗者は非公式の家庭教会の集会への参加又は、単独でその信仰を実践することを余儀なくされる。』¹⁰⁴

¹⁰⁰ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.49), April 2020

¹⁰¹ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 36), January 2022

¹⁰² DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.39), April 2020

¹⁰³ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 33), January 2022

¹⁰⁴ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (pages 11 to 12), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

雇用も参照。

目次に戻る

6.2 キリスト教改宗者に対して

6.2.1 2021年1月に、イラン政府は、『国内での、イスラム教からの改宗者を含むキリスト教少数派信者の迫害の報告』を強調した国連特別報告者の2020年11月の書簡に対する正式回答を提出した（中略）¹⁰⁵ イラン政府は、改宗者を『キリスト教の振興に乗じて』『クリスチャン・シオニズム及と意思疎通を図り』『国民を欺くために違法な秘密集会を行っている』と表した（中略）¹⁰⁶ この回答では、『キリスト教シオニストカルトの治安を乱す目的の違法な活動』が発生する場合は、『私的な[家庭]教会に法的措置を講じる意思があることも伝えられた。¹⁰⁷

6.2.2 Open Doors によれば、政府は改宗者を『(中略) イスラム教及びイラン・イスラム体制を弱体化させるための西側諸国の企て』とみなしている。¹⁰⁸ 同報告書によれば、『改宗者の新しい信仰がわかった場合は、その改宗者は失業する可能性が極めて高い。政府関係者は、範囲を拡大して（ただし、程度は縮小して）特に、改宗者にその信仰を放棄するよう圧力をかける意思を示している。』¹⁰⁹

6.2.3 IHRDC の事務局長、Shahin Milani が執筆し、米国世界信教の自由委員会 (USCIRF) によって公表されたイランにおける宗教的プロパガンダについて報告した2022年7月の報告書によれば、

『キリスト教改宗者に不利な宣伝行為は、たいてい、反シオニズムに見せかけたものであり、キリスト教改宗者は通常、「シオニスト」ネットワークの構成員と呼ばれる。この文脈でのシオニズムへの言及は、イランのキリスト教改宗者とイスラエル政府間の関係疑惑に特に言及したものではない。むしろ、世界全土の福音派キリスト教徒がシオニストイデオロギーに資する政治的見解を助長する広範な陰謀を表すものと理解するべきである。』¹¹⁰

6.2.4 USCIRF の報告は、『(中略)「複数州に散らばる「シオニストネットワーク」の信者が逮捕されたと報じた、Fars News の2021年1月の記事、『イスラム革命防衛隊 (IRGC) が運用していると信じられている』¹¹¹を引用して、かかる宣伝行為の事例を示した。この報告の続きによれば、このネットワークの目的は、「道徳的腐敗の創造」及び「改宗の振興」であった。報告書の最後の一行によれば、過去2年間を通じて、「キリスト教運動と関係するネットワーク」は国内全土で「広範囲の治安活動」に従事した。』

112

¹⁰⁵ OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020', 11 November 2020

¹⁰⁶ OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020 – Replies received' (para iii), 12 January 2021

¹⁰⁷ OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020 – Replies received' (para x), 12 January 2021

¹⁰⁸ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 6), January 2022

¹⁰⁹ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 13), January 2022

¹¹⁰ USCIRF, 'Religious Propaganda in Iran' (page 8), 22 July 2022

¹¹¹ USCIRF, 'Religious Propaganda in Iran' (page 4), 22 July 2022

¹¹² USCIRF, 'Religious Propaganda in Iran' (page 8), 22 July 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.2.5 また、USCIRF の報告によれば、『宗教運動及びカルトの露呈に徹するあるウェブサイトとのインタビューの中で、Islam-Christianity Dialog Association の事務局長を務める聖職者、Hojjat al-Islam Kashani は、「今日キリスト教義として広められているものは、伝統的なキリスト教ではなく、福音主義を掲げる植民地時代のキリスト教義である。実のところ、キリスト教福音派は宗教ではない。これは植民地主義志向の政策である。」と述べた。¹¹³

[目次に戻る](#)

6.3 家庭教会の監視及び摘発

6.3.1 DIS-DRC の 2018 年報告書に記載されるように、在テヘラン『西側大使館』は、『家庭教会が存在するという事実は、この教会が活動する余地があるということだと述べた上で、しかし、イランでは家庭教会は違法であるため、この活動を常に気づかれないようにすることが極めて重要であるとしている。』
114

6.3.2 DIS-DRC の 2018 年報告書は複数の情報筋を引用した。その指摘によれば、

『当局は密告者を使って家庭教会に潜入している。潜入者は、当局によって特定及び選任される。潜入及び干渉を防ぐために、家庭教会は少人数で構成される移動しやすい 1 つの集団として活動している。ある情報筋によれば、当局は改宗者に成りすます密告者を使っているため、外部からの潜入を防ぐのは難しいということである。ある情報筋の解説によれば、当局が家庭教会の信者を監視又は逮捕した上で解放するのは、その中から密告者を作るための 1 つの戦略であろうということである。当局はその信者の経歴情報を利用して、信者に圧力をかけることに成功した。

『家庭教会は当局の監視対象である。ある情報筋によれば、当局が特定の家庭教会に関する報告を受ける場合は、監視プロセスが発動される。ただし、当局が欲しているのは、信者及びコミュニティ内で誰が何をしているかに関する情報集めであるため、当局はすぐに行動することはない。当局は家庭教会を以前にも増して大きな脅威とみなしているため、家庭教会の発展は危険の方が大きい。当局から干渉されるかどうかは、家庭教会の活動及びその規模によって変わる。ある情報筋によれば、家庭教会は系統的に摘発される。』¹¹⁵

6.3.3 DFAT の 2020 年 4 月の報告書によれば、現地情報筋によると、『(中略) 当局は家庭教会探しに積極的ではない。摘発は - 発生する場合は - むしろ、近隣のイスラム教徒の密告に起因することが多い。』
116

¹¹³ USCIRF, 'Religious Propaganda in Iran' (page 8), 22 July 2022

¹¹⁴ DIS-DRC, 'Iran: House Churches and Converts' (page 20), 23 February 2018

¹¹⁵ DIS-DRC, 'Iran: House Churches and Converts' (page 5), 23 February 2018

¹¹⁶ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.52), April 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.3.4 Article18 及び他団体の 2020 年共同報告書によれば、家庭教会は『定期的に治安当局に標的にされた。』¹¹⁷ 同報告書によれば、『2020 年を通じて、家庭教会の摘発が定期的に報告された。治安当局による家庭教会の摘発は、ケルマーン市、カラジ市、テヘラン市、マラーイエル市、ゴンバド市、ハールク市、ラスク市及びアラーク市で発生したが、多くは公表されなかった。』¹¹⁸

6.3.5 IHRDC によれば、『治安部隊は通常、捜索又は逮捕令状を見せずに家庭教会の摘発を行った。』
119

6.3.6 DFAT の 2020 年 4 月の報告書によれば、

『当局は家庭教会の発達を、国内治安の脅威と解釈しており、定期的にその摘発を実施する。摘発は、特に、布教又は新しい信者の開拓に積極的な家庭教会に集中して行われる。DFAT は、家庭教会の摘発頻度が増えているかどうか又は、摘発の実施に令状が要求されるかどうかについては検証できていない。現地消息筋の認識では、2019 年上半期に実施された摘発はなかった。ただし、摘発は必ずしも公表されない可能性がある（中略）』¹²⁰

6.3.7 CSW によれば、『誕生日又は婚約パーティーといった親睦会を含め、キリスト教徒の集会は潜在的な家庭教会活動として扱われ、摘発の対象になる』。¹²¹

6.3.8 CHRI の代表が 2021 年 2 月に IRB に述べたところによれば、『(中略) 家庭教会は「イランの安全保障体制によって急速に閉鎖され」、閉鎖は「たいてい」その後逮捕が続く（中略）』¹²²

6.3.9 2020 年の出来事を網羅する、2021 年 2 月に公表された Article 18 と他複数のキリスト教徒権利擁護団体の共同報告書（以下、Article18 及び他団体の 2020 年共同報告書という）によれば、『イラン情報省（MOIS）は、政府職員又は密告者を使って、積極的に家庭教会への潜入を試みている。』¹²³

6.3.10. Open Doors が 2022 年 1 月の報告書の中で述べたところによれば、『政府の取締りは都市部で最も厳しいのに対し、農村地域は比較的監視が緩い。しかし、都市部の匿名性によって、キリスト教徒が集会及び活動を行う自由は、社会統制の厳しい農村地域よりも都市部の方が多い。』¹²⁴

逮捕及び刑事告発も参照。

[目次に戻る](#)

¹¹⁷ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 16), February 2021

¹¹⁸ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 16), February 2021

¹¹⁹ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (10.2 Arbitrary arrest...), 12 August 2021

¹²⁰ DFAT, 'Country Information Report Iran' (paragraph 3.52), April 2020

¹²¹ CSW, 'General briefing: Iran', 1 May 2020

¹²² IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

¹²³ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 8), February 2021

¹²⁴ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 30), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.4 ソーシャルメディアの監視

6.4.1 DIS-DRC の 2018 年報告書によれば、

『ある情報筋の指摘では、当局によるソーシャルメディア及びオンライン活動の監視は変化している。別の情報筋によれば、キリスト教徒が当局の目に留まった場合は、遠隔通信及び電子通信の監視が広範囲に行われる。特定のキーワード、例えば、「教会」、「イエス」、「キリスト教徒」及び「洗礼」などは、電子監視の基盤になる。当局が電話を盗聴するのは周知であるため、家庭教会の信者は用心深くなっており、集会場所につながるかなり前に電話を切るようにしている。当局は、確固たる体制を脅かす活動に対しても、以前より警戒を強めている。』¹²⁵

6.4.2 Article18 及び他団体の 2020 年合同報告書によれば、『政府は民間人と諸外国のキリスト教系メディアの放送との通信も監視する。キリスト教系メディア団体の報告によれば、イラン政府は報道機関に潜入して調査員を特定しようとするということである。Heart4Iran Ministries の理事長、Mike Ansari によると、同団体が受け入れた調査員のおよそ 20%は諜報機関の職員だということである。』¹²⁶

6.4.3 イランにおける刑事訴訟制度を解説した、一連の情報筋に基づく 2021 年 12 月の Landinfo、ベルギー難民・無国籍者弁務官事務所 (Belgian Office of the Commissioner General for Refugees and Stateless Persons) (CGRS)及び、スイス移住事務局 (Swiss State Secretariat for Migration) (SEM) の合同報告書によれば、『(中略)キリスト教をソーシャルメディア上で擁護する個人は(中略)国家安全保障問題とみなされる。』¹²⁷

6.4.4 Open Doors の 2022 年 1 月の報告書によれば、『イランの治安当局は、逮捕に先立って、証拠となる投稿メッセージのようなキリスト教関連のテキスト及び記録を求めてソーシャルメディアを監視する。キリスト教徒は、取調べ時に、個人的メッセージ及び投稿メッセージを突きつけられる。これはたいてい改宗者に関係することだが、キリスト教関連のメッセージの投稿は布教行為とみなされるおそれがあるため、特にペルシャ語で書かれた時は、他の類のキリスト教徒にも危険性がある。』¹²⁸

6.4.5 同報告書によれば、『どのメディアも高度に監視されるため、キリスト教関連の資料へのアクセスは危険性を伴う。当局はキリスト教の番組及びインターネットの存在を監視し、これを使って改宗者を発見及び追跡する。』¹²⁹

6.4.6 ソーシャルメディアに関する詳細情報については、イランに関する国別方針及び情報ノート：ソーシャルメディア、監視及び現地活動を参照。

目次に戻る

¹²⁵ DIS-DRC, '[Iran: House Churches and Converts](#)' (page 6), 23 February 2018

¹²⁶ Article 18 and others, '[Annual Report 2020](#)' (page 8), February 2021

¹²⁷ Landinfo and others, '[Iran: Criminal procedures and documents](#)' (page 24), December 2021

¹²⁸ Open Doors, '[Iran: Full Country Dossier](#)' (page 32), January 2022

¹²⁹ Open Doors, '[Iran: Full Country Dossier](#)' (page 32), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.5 逮捕及び刑事告発

6.5.1 DIS-DRC の 2018 年報告書によれば、

『当局はまず家庭教会の幹部、次にその信者及び改宗者を標的にする。他の 2 つの情報筋によれば、当局は家庭教会の幹部及び信者の両方を標的にしているということである。』

『当局は家庭教会を弱体化したいと考えているため、家庭教会の幹部を逮捕して釈放するというのが当局の典型的な狙い方である。家庭教会の通常の信者も、家庭教会で逮捕される危険性があるが、布教を断念することを条件に再度釈放される。ある情報筋が付け加えたところによれば、信者が布教活動を断念する場合は、当局はその信者に関する情報収集を中止するということである。ある情報筋によれば、逮捕された改宗者は金銭を払えば逮捕から逃れられるということである。また、同情筋によれば、当該個人がイスラム教徒の改宗者であることが判明する場合は、釈放されるために支払う金額が問題になる。同情筋によれば、家庭教会の信者が標的になるかどうか、その信者が行う行動及び信者が海外で知られているかどうかによって変わる。ある情報筋の解説によれば、当局は家庭教会の信者に嫌がらせや脅迫行為をしたいと考えているため、通常の家教会信者は定期的な取調べに呼ばれる危険性がある。』

『家庭教会の信者が初めて逮捕される場合は、通常、その信者は 24 時間以内に釈放されることになっている。ある情報筋によれば、刑務所に拘禁された場合は、信者は 24 時間以内に告訴され、10 日以内に出廷することになる。』¹³⁰

6.5.2 Open Doors の 2022 年 1 月の報告書によれば、キリスト教改宗者団体の幹部及び通常の信者が複数逮捕され、告訴され、長期間の禁錮刑を言い渡された。¹³¹ 同報告書の続きによれば、『以前は、特にキリスト教改宗者団体の幹部が訴追されたが、2014 年以降は、同様の告発を受け、国家安全保障罪で長期の禁錮刑を受ける幹部以外の信者が増加している。』¹³² また、同報告書によれば、『逮捕された信者は、集中的かつたいは攻撃的な取調べを受けさせられる。』¹³³

6.5.3 USSD IRF 報告書 2021 によれば、

『キリスト教系 NGO によると、非アルメニア系キリスト教徒、特に福音派及びその他のイスラム教からの改宗者は、不釣り合いに頻繁な逮捕及び拘禁、また極めて高いレベルの嫌がらせ及び監視に相次いで遭遇した。人権擁護団体及びキリスト教系 NGO の相次ぐ報告によると、当局は宗教的所属又は活動を理由に未公認教会の信者を含むキリスト教徒を逮捕し、自宅で違法に活動した罪又は、「敵」国を支援しかつ、それから援助を受けた罪で告発した。報告によると、逮捕の多くは宗教集会に対する警察の摘発を通じて発生し、宗教関連の財産の押収なども伴った。複数の報道によれば、当局は逮捕したキリス

¹³⁰ DIS-DRC, 'Iran: House Churches and Converts' (page 7), 23 February 2018

¹³¹ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 6), January 2022

¹³² Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (pages 30 to 31), January 2022

¹³³ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 14), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ト教徒に過酷な身体的及び精神的虐待を加えた。これには、殴打及び独房監禁などもあった。』¹³⁴

被拘禁者の扱いを参照。

6.5.4 DIS-DRC の 2018 年報告書で引用された情報筋によれば、『改宗及びキリスト教改宗者としての名前を明かさな生活だけで逮捕につながることはないが、改宗後に、例えば布教及び他の信者の養成のような活動を行う場合は、状況は異なる。家族が当局に改宗を報告する場合も同じことが当てはまる。』¹³⁵

6.5.5 Article18 及び他団体の 2020 年共同報告書によれば、逮捕されるキリスト教徒は『(中略) 通常、「国家安全保障」関連の罪に問われる。』同報告書は、2020 年を通じてキリスト教徒に問われた罪状を引用した。これには「反体制的宣伝行為」、「反国家安全保障行為」「『シオニスト』キリスト教義の振興」、「『シオニスト』キリスト教義の振興による反国家安全保障行為」及び、「福音主義「シオニスト」家庭教会の設立参加による反国家安全保障行為」などがあった。』¹³⁶

6.5.6 CSW 及びその他のキリスト教団体が 2021 年 11 月に述べたところによれば、『(中略) イラン政府は、家庭教会への加入を 5 年以下の禁錮刑に処される「反国家安全保障行為」とみなしている。家庭教会の設立又は指導 – やはり「国家安全保障」罪とみなされる – は 10 年以下の禁錮刑に相当する。』¹³⁷

6.5.7 同情報筋によれば、2020 年を通じて逮捕されたキリスト教徒は 115 人に上る。¹³⁸
同報告書によれば、

『2020 年を通じて、キリスト教徒であること及び／又はキリスト教活動に関連する 52 人のキリスト教徒の逮捕が公表されたが、これ以外に、未公表の逮捕事案が少なくとも 63 件あった。

『逮捕当局者は、たいてい、MOIS[情報省]、革命防衛隊[IRGC]又は警察の職員である。逮捕担当者は法の下に、令状の作成を義務付けられているが、頻繁にこれを怠っている。キリスト教徒は治安事務所に召喚され、そこで逮捕されることもあるが、逮捕はたいてい、家庭教会の摘発時に実施される。』¹³⁹

6.5.8 2022 年 1 月に公表された、2021 年の出来事を網羅する Article18 及び他団体の 2020 年共同報告書によれば、2021 年を通じてキリスト教徒の逮捕事案は 59 件で、うち 38 件はキリスト教徒の逮捕事案又は自宅又は家庭教会の摘発事案として公に記録された。¹⁴⁰ 同情報筋によれば、公に記録されたのは事案の『ごく一部』であった。¹⁴¹ IHRDC によれば、キリスト教の祝日期間は摘発の回数が増大す

¹³⁴ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section II), 2 June 2022

¹³⁵ DIS-DRC, 'Iran: House Churches and Converts' (page 7), 23 February 2018

¹³⁶ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 11), February 2021

¹³⁷ CSW, 'Letter to UN High Commissioner for Human Rights...', 10 November 2021

¹³⁸ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 12), February 2021

¹³⁹ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 10), February 2021

¹⁴⁰ Article 18 and others, 'Annual Report 2021' (pages 7 and 10), January 2022

¹⁴¹ Article 18 and others, 'Annual Report 2021' (page 16), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

るということである。¹⁴²

6.5.9 Open Doors によれば、2021 年は 2020 年に比べてキリスト教徒逮捕件数が減少した（110 件に対し 49 件）。同報告書によれば、

『2021 年を通じて、比較的小規模の弾圧は行われたが、広範な逮捕が相次ぐことはなかった。逮捕件数の減少はおそらく、新型コロナウイルスのパンデミック予防措置によってキリスト教活動が大幅に減少し、これによってキリスト教徒を逮捕する機会が減ったためと思われる。政府はおそらく他の面でも新型コロナウイルスの危機で手一杯であったと思われる。イラン治安当局は 2021 年 7 月に始まった抗議運動及びストライキの鎮圧及び処理で多忙を極めた。』¹⁴³

6.5.10 同情報筋によれば、

『改宗者及びその他のキリスト教徒、特に、福音派所属を疑われる信者は、頻繁に取調べに呼び出されている又は逮捕時に取調べを受ける。中には何十回も呼び出された信者もいる。この場合の取調べの目的は、訴追及び収監しなければならない騒ぎを起こさずにキリスト教徒を萎縮させることである。しかし、一部には、容疑の重大性及び利用可能な「証拠」によってこの取調べ後に収監及び訴追される信者もいた。』¹⁴⁴

6.5.11 昨年報告されたキリスト教改宗者の逮捕事例を下記に示す。逮捕者の経歴が提示されないものもあった。このリストは完全なものではない。

6.5.12 2021 年 7 月、キリスト教改宗者 8 人が、『イラン・イスラム共和国に敵対する宣伝行為』の罪を弁明するためにイラン南西部のデズフル民事・革命裁判所の検察官事務所に出頭を要請された。¹⁴⁵ 男性 4 人は 2021 年 4 月にも逮捕されており、キリスト教活動にこれ以上従事しないことを約束する制約書に署名しただけで解放されている。¹⁴⁶

6.5.13 2021 年 12 月、イスハファーンで所属する家庭教会が私服警官に摘発された際にキリスト教改宗者 2 人（Mahmoud 及び Mansour Mardani-Kharaji 兄弟）が逮捕された。報道によれば、この兄弟は 1 か月後に行方不明となり、逮捕以来消息が途切れていた¹⁴⁷ ¹⁴⁸。2022 年 1 月 25 日にこの兄弟が釈放されていたことが確認されたが、釈放条件は不明であった。¹⁴⁹

6.5.14 2022 年 4 月、イラン北東部の都市アンザリーで、自宅の強制捜索及び聖書の没収が行われた後、

¹⁴² IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (3.6 Mass arrests...), 12 August 2021

¹⁴³ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (pages 38 to 39), January 2022

¹⁴⁴ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 34), January 2022

¹⁴⁵ Article 18, 'Christians summoned to answer charges of "propaganda against..."', 23 July 2021

¹⁴⁶ Article 18, 'Christian converts released on condition they stop meeting together', 27 April 2021

¹⁴⁷ Iran HRM, 'Iranian Christian converts face violations of their rights', 31 January 2022

¹⁴⁸ Article 18, 'Isfahan brothers still missing after Christmas arrest', 24 January 2022

¹⁴⁹ Article 18, 'Iranian Christian prisoners list', no date

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

キリスト教改宗者 1 人が逮捕された。この男性の妻も取調べを受けた。この夫婦は正式に告訴されなかったが、妻によれば、罪状は『家庭教会の活動への関与による反体制的宣伝行為』であった。¹⁵⁰

6.5.15 2022 年 7 月、ネイシャープールで、治安部隊による家庭教会の摘発に続いてキリスト教改宗者 12 人が逮捕された。8 人は（キリスト教活動を自重する）誓約書の署名後釈放され、4 人は依然として拘禁されている。¹⁵¹

6.5.16 2022 年 7 月 30 日、オートバイ修理店でキリスト教改宗者 1 人が逮捕された。男性の自宅及び両親の自宅の両方が搜索され、イエスキリストの絵画が押収された。男性は拘禁されたが、男性に対する罪状は不明であった。¹⁵²

キリスト教活動の終止宣言及び再教育も参照。

[目次に戻る](#)

6.6 被拘禁者の扱い

6.6.1 拘禁中のキリスト教改宗者の扱いについて、Article 18 及び他団体の共同報告書が述べたところによれば、

『逮捕後の取調べはたいへい暴力的で、キリスト教徒は MOIS 又は革命防衛隊が維持管理する警察施設内の独房に隔離拘禁されることが多い。取調べ時の精神的及び身体的虐待は日常的に報告されており、これほど頻繁ではないが、性的嫌がらせ及び身体的暴行も報告されている。キリスト教改宗者、ファテメフ（メアリー）モハンマディ（Fatemeh (Mary) Mohammadi）は、良心の囚人女性 12 人の 1 人で、国内の刑務所で行われる「白い拷問」に関する 2020 年に出版された書籍の中で、取調べ及び独房監禁中に受けた精神的虐待を詳しく述べた。』¹⁵³

6.6.2 USSD IRF 報告書 2021 の記述によれば、

『人権擁護 NGO は、刑務所の劣悪な状況及び、殴打、性的虐待、特に宗教的信条に対する不名誉及び、治療の拒否を含む少数宗派の収監者に対する虐待を報告した（中略）複数の国際人権擁護 NGO 及びメディア報道によれば、政府は反体制派、政治改革派及び平和的抗議者を「神に対する敵意」及び「反イスラム的宣伝行為」の罪で有罪にし、処刑した。一部の少数派信者の事案では、信者は拘禁された上、隔離拘禁状態に置かれた（中略）当局は収監者が弁護士に接見する機会を拒否し、拷問で引き出した「自白」を根拠に有罪判決を宣告した。』¹⁵⁴

¹⁵⁰ Article 18, '[Christian convert arrested in Anzali, family in distress](#)', 21 April 2022

¹⁵¹ Hana, '[Four Christian Converts Arrested in Neyshabur](#)', 19 July 2022

¹⁵² Article 18, '[Christian convert arrested, detained in Karaj on unknown charges](#)', 5 August 2022

¹⁵³ Article 18 and others, '[Annual Report 2020](#)' (page 11), February 2021

¹⁵⁴ USSD, '[2021 Report on International Religious Freedom: Iran](#)' (Executive Summary), 2 June 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.6.3 アムネスティ・インターナショナルの2020/2021期年次報告書によれば、『キリスト教徒（中略）を含む少数派信者（中略）及びシーア派イスラム教からスンニ派イスラム教又はキリスト教への改宗者は（中略）、その信仰の実践を理由に、恣意的逮捕及び収監、拷問及びその他の虐待に遭遇した。』¹⁵⁵

6.6.4 イラン政府は、キリスト教徒に対し、拷問を利用して自白を引き出したことを否定した。¹⁵⁶

6.6.5 USSDの2021年に関する年次人権報告書が、治安部隊職員及び看守による被拘禁者の一般的な扱い及び刑務所の状況について述べたところによれば、

『「自白を引き出すため又は情報を入手するための」あらゆる形態の拷問は憲法で禁じられているが、自白を強要するための身体的及び精神的拷問の利用は、特に未決拘禁時に、依然として広く行われた。2021年を通じて、治安部隊及び看守が被拘禁者及び受刑囚を拷問及び虐待したことを伝える信頼できる報告が複数あった（中略）

『刑務所の状況は過酷で、食料不足、酷い過密状態、身体的虐待及び不十分な衛生状態及び医療体制により生命を脅かすものになっていた。自分達が受けた扱いに抗議する収監者のハンガーストライキは頻繁に発生した。』¹⁵⁷

目次に戻る

6.7 保釈金

6.7.1 Landinfoの2017年の報告によれば、逮捕されたキリスト教改宗者は、保釈金で釈放されるのが一般的であった。保釈金は、現金、銀行保証又は不動産の担保化で支払うことが許される。¹⁵⁸ 不動産権利書の形で保釈が認められることもある^{159 160}。

6.7.2 Article18及び他団体の2021年共同報告書によれば、『訴訟手続が進む間に条件付き釈放を許可されるイラン人キリスト教徒は、6億トマン（22,000米ドル）の保釈金を要求された。これは、ここ数年の保釈金要求（220,000米ドル）よりも安い。』¹⁶¹ 同情報筋が2020年の共同年次報告書の中で述べたところによれば、『保釈金要求は極めて高額であるため、不動産権利書の提出を必要とするということである。家族が保釈金要求を満たせない場合は、そのキリスト教信者の勾留中に控訴審で金額が減額されることもある。ただし、訴訟手続の間に保釈金要求が増額されたこともある。』¹⁶²

6.7.3 DIS-DRCの2018年報告書の記述によれば、2つの情報筋によると、『保釈中の家庭教会の信

¹⁵⁵ Amnesty International, 'Human Rights in Iran: Review of 2020/21', 7 April 2021

¹⁵⁶ OHCHR, 'Iran (Islamic Republic of) IRN 26/2020 – Replies received' (para iv), 12 January 2021

¹⁵⁷ USSD, '2021 Country Report on Human Rights Practices: Iran' (section 1c), 12 April 2022

¹⁵⁸ Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (2)...' (page 22), 29 November 2017

¹⁵⁹ Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 11), February 2021

¹⁶⁰ Article 18, 'Convert begins four-year prison sentence for "spreading Christianity"', 11 January 2022

¹⁶¹ Article 18 and others, 'Annual Report 2021' (page 3), January 2022

¹⁶² Article 18 and others, 'Annual Report 2020' (page 11), February 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

者又は幹部が注目度の高い人物である場合は当局から亡命を促されることがある。』¹⁶³

6.7.4 同報告書で引用されたある匿名情報筋によれば、『家庭教会の信者又は幹部は保釈中であれば、亡命することが可能である（中略）家庭教会の幹部には、活動を断念してこれを公表するという選択肢もある。ただし、当該者が政府職員である場合は、当局はその個人の亡命を望まない。』¹⁶⁴ 保釈中の個人が亡命する場合は、支払った保釈金は徴収されることになる。^{165 166}

目次に戻る

6.8 有罪判決及び刑期

6.8.1 Article18 の受刑者リストには、2021 年初めからこれまでの、逮捕及び拘禁が周知とされる又は現在も未決拘禁状態のキリスト教徒の簡略な概要が記載されている。¹⁶⁷

6.8.2 Open Doors の報告によれば、『国内のキリスト教信者の訴追を監視することは難しく、被害者は無理に黙らされるため、キリスト教信者に対するおびただしい数の信仰関連の事案は、今後も知られないままになるだろう。¹⁶⁸ Open Doors 及び MEC はいずれも、背教罪でのキリスト教信者の公式処刑は 1990 年から行われていないと述べた。^{169 170} 2010 年に、1 人のキリスト教徒に対する死刑判決が宣告されたが、この宣告は国際的圧力を受けて覆された。¹⁷¹

6.8.3 Article18 及び他団体の 2021 年共同報告書の記述によれば、『政府筋によると、キリスト教信仰に関連した罪で 2021 年に禁錮刑又は追放に服したイラン人キリスト教徒は 30 人以上に上った。このうち 21 人は 2020 年末時点でまだ出所していなかった - 内訳は 18 人が刑務所内、1 人が亡命及び 2 人以上が電子タグを装着した状態で自宅で残りの刑期に服していた。』¹⁷²

6.8.4 電子タグの装着について、同情報筋が述べたところによれば、この作戦は刑務所の過密状態を軽減するための企図であった可能性がある。¹⁷³

6.8.5 Landinfo がノルウェーで公表した、過去 2、3 年のキリスト教改宗者の刑事訴追に関する 2022 年 6 月付け報告書の英語表記のサマリーによれば、

『極めて厳しい刑罰（2 年以上 10 年以下の禁錮刑）を受けた改宗者の中には、家庭教会の指導／設立で

¹⁶³ DIS-DRC, '[Iran: House Churches and Converts](#)' (page 11), 23 February 2018

¹⁶⁴ DIS-DRC, '[Iran: House Churches and Converts](#)' (page 25), 23 February 2018

¹⁶⁵ DIS-DRC, '[Iran: House Churches and Converts](#)' (page 31), 23 February 2018

¹⁶⁶ Open Doors, '[Iran: Full Country Dossier](#)' (page 7), January 2022

¹⁶⁷ Article 18, '[Iranian Christian prisoners list](#)', no date

¹⁶⁸ Open Doors, '[Iran: Full Country Dossier](#)' (page 35), January 2022

¹⁶⁹ Open Doors, '[Iran: Full Country Dossier](#)' (page 5), January 2022

¹⁷⁰ MEC, '[Iran](#)', no date

¹⁷¹ Open Doors, '[Iran: Full Country Dossier](#)' (page 5), January 2022

¹⁷² Article 18 and others, '[Annual Report 2021](#)' (page 12), January 2022

¹⁷³ Article 18 and others, '[Annual Report 2021](#)' (page 7), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

有罪判決を受けた者もいた。キリスト教信仰の拡大は、敵対国の仕業とみなされているため、外国の宣教会との関係も危険性になる。標的対象のチャーチ・オブ・イランネットワークの信者である改宗者もいる。しかし、多くの場合、訴追された信者の経歴についてはあまり知られていない。』¹⁷⁴

6.8.6 USCIRF の 2022 年 7 月付けの更新版国別報告書によれば、

『2021 年 11 月 3 日に、イラン最高裁判所は、家庭教会へのキリスト教徒の参加は、イスラム刑法第 498 条及び 499 条の下に訴追される国家安全保障違反にならないと裁決した。「国家治安の混乱を意図とする」集団への加入を禁じる上記の条項は、たいてい、国内のキリスト教徒の訴追に用いられる。2022 年 2 月半ば過ぎに、テヘラン控訴裁判所の第 34 支部は、最高裁判所の裁定に同意し、刑事責任を問われていたキリスト教徒 9 人に無罪判決を言い渡した。2022 年 1 月、イラン政府はブーシェフル中央刑務所からキリスト教徒 2 人も釈放した。』¹⁷⁵

6.8.7 判例を定めるにはそれだけでは不十分だったようで、2021 年 11 月の最高裁判所の裁定にもかかわらず、キリスト教信者の有罪判決及び量刑手続の報告が相次いで見られた。¹⁷⁶ 以下に、いくつか事例を示す。このリストは完全なものではない。

6.8.8 2022 年 1 月、家庭教会（ラシュトのチャーチ・オブ・イラン）への参加及び『「シオニスト」教義の拡大』により、『反国家安全保障行為』で有罪判決を受けたキリスト教改宗者 4 人のうち 1 人に禁錮 4 年が執行された。¹⁷⁷ この 4 人は 2020 年 8 月に量刑手続を経て保釈された。¹⁷⁸ しかし、友人の不動産権利書で担保された保釈保証書を発行するために、Hadi (Moslem) Rahimi はテヘランのエビン刑務所に自主した。他の 3 人は依然として保釈状態であった。¹⁷⁹

6.8.9 2022 年 3 月、テヘラン検察庁は、家庭教会への参加により反国家安全保障行為で告発されたあるキリスト教改宗者に対し、早期釈放を求める要求が却下されたことを伝えた。¹⁸⁰

6.8.10 2022 年 4 月、チャーチ・オブ・イランに所属する 3 人のキリスト教改宗者が、『神聖なるシャリーアに反する逸脱した信仰の宣伝及び教授に従事したこと』及び、『外国の幹部とのつながり』を理由に、改正刑法第 500 条の下に有罪判決を宣告された。¹⁸¹ この男性 3 人は、ラシュトで行われた家庭教会の摘発後、2021 年 9 月に逮捕され、2 週間以上にわたって独房監禁状態に置かれた後、それぞれ禁錮 5 年及び罰金刑を言い渡された¹⁸² ¹⁸³。被告側弁護人によれば、量刑を行う裁判官は『弁護人に対し、この

¹⁷⁴ Landinfo, 'Iran: Arrestasjon og straffefølgelse av kristne konvertitter – en oppdatering' (page 4), 20 June 2022

¹⁷⁵ USCIRF, 'Country update: Iran' (page 2), July 2022

¹⁷⁶ Article 18, 'Iran's Supreme Court rules Christians did not act against...', 25 November 2021

¹⁷⁷ Article 18, 'Convert begins four-year prison sentence for "spreading Christianity"', 11 January 2022

¹⁷⁸ Article 18, 'Prison sentences for Rasht converts', 5 August 2020

¹⁷⁹ Article 18, 'Convert begins four-year prison sentence for "spreading Christianity"', 11 January 2022

¹⁸⁰ USCIRF, 'Country update: Iran' (page 2), July 2022

¹⁸¹ Article 18, 'Christian converts given five-year sentences for "deviant propaganda"', 11 April 2022

¹⁸² Iran HRM, 'Iranian Christian converts sentenced to prison and fines', 9 April 2022

¹⁸³ Hana, 'Three Christian Converts Sentenced to Total of 15 Years in Prison', 11 April 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

キリスト教徒に最大限の重刑を課す圧力を受けることになる」と指摘した』ということである。¹⁸⁴

6.8.11 2022年4月、イラン国籍アルメニア系男性キリスト教徒が、『国家安全保障に反する行為を意図した福音派「シオニスト」家庭教会の設立及び運営』及び、『衛星アンテナ及び受信機の保持』を理由に、禁錮10年を言い渡された。^{185 186} この男性は、釈放後10年間の就業し得る雇用先の制限のような『社会的権利の剥奪』も言い渡された。¹⁸⁷ この事案でも、同じ家庭教会の改宗信者2人が罰金刑、社会又は政治団体への加入禁止及び、2年間にわたるテヘラン又はその周辺州への居住及び海外渡航の禁止を言い渡された。この2人はまた、2年間にわたって情報省(MOI)の事務所に定期的に報告を行うよう命令された。¹⁸⁸ 判決は全て、2022年6月に控訴審で取り下げられた。¹⁸⁹

6.8.12 2022年6月、家庭教会で果たしたそれぞれの役割を理由に、イラン国籍アルメニア人の牧師に禁錮10年の判決が下され、キリスト教改宗者2人にはそれぞれ禁錮6年が言い渡された。牧師は、釈放後2年間の国内追放、2年間の海外渡航の禁止及び2年間のMOISへの報告義務も宣告された。同じ事案において、他のキリスト教改宗者4人は、家庭教会への加入を理由に1年以上4年以下の禁錮刑を宣告されたが、刑務所で刑に服す代わりに罰金を払うことを許された。¹⁹⁰

6.8.13 2022年7月、禁錮10年の実刑に服している、『家庭教会の設立による反国家安全保障行為』を理由に2018年1月に収監された男性キリスト教徒は、刑期の3分の1以上を務めて、資格を得たにもかかわらず5回目の恩赦を拒否された。この改宗者の弁護士によれば、この教徒の拘禁は他のキリスト教徒に対する『抑止力』とみなされたということである。¹⁹¹

目次に戻る

6.9 キリスト教活動の終止宣言及び再教育

6.9.1 キリスト教徒の逮捕及び訴追に関する Landinfo の2017年報告書によれば、『逮捕された改宗者に今後のキリスト教活動を自重することを約束する宣言書への署名を求めるとするのがほぼ定番のやり方である。目立った役割がなかった信者は、通常、こうした陳述書への署名に同意した直後に釈放されることになる。しかし、逮捕された改宗者が署名を拒否する場合は、刑期が長くなる危険性がある。』

¹⁹²

6.9.2 Landinfo はこの2、3年の出来事を網羅する2022年6月付けの報告書でも同じような調査結果

¹⁸⁴ Article 18, 'Christian converts given five-year sentences for "deviant propaganda"', 11 April 2022

¹⁸⁵ Article 18, '10-year sentence for Iranian-Armenian for "disturbing" Christian teaching', 5 May 2022

¹⁸⁶ Hana, 'Three Iranian Christians Sentenced to Imprisonment', 6 May 2022

¹⁸⁷ Article 18, '10-year sentence for Iranian-Armenian for "disturbing" Christian teaching', 5 May 2022

¹⁸⁸ Article 18, '10-year sentence for Iranian-Armenian for "disturbing" Christian teaching', 5 May 2022

¹⁸⁹ Hana, 'Convictions against Three Christians Upheld on Appeal', 3 June 2022

¹⁹⁰ Article 18, 'Seven Iranian Christians sentenced to total of 32 years in prison', 7 June 2022

¹⁹¹ Article 18, 'Convert's continued imprisonment a "deterrent" to other Christians...', 7 July 2022

¹⁹² Landinfo, 'Iran: Christian converts and house churches (2)...' (page 22), 29 November 2017

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を示した。同報告書によれば、『逮捕された信者は必ずしも拘禁及び訴追されるわけではない - 今後のキリスト教活動の自重及び又は信仰の放棄を約束した直後に釈放される信者もいる。』¹⁹³

6.9.3 Article18 及び他団体の 2020 年共同報告書によれば、『取調べの間、キリスト教改宗者は、信仰を放棄する又はキリスト教活動を断念する誓約書に署名するよう圧力をかけられる。かかる約束をする信者は、たいてい、その公表を本意としないが、2020 年を通じて、数人のキリスト教徒は、信教の自由に対するかかる制限に同意するよう圧力をかけられたことを内密に報告した。』¹⁹⁴

6.9.4 Article18 及び他団体の 2021 年の共同報告書によれば、

『[2021 年]1 月から 2 月にかけての 2 週間以上にわたって、情報省当局者は、ファーディス市 (Farris) の 11 組のキリスト教徒男女に、直接かオンライン上かを問わず、集会を自重する誓約書に署名するよう要求した。これは、キリスト教徒がオンライン集会を禁止された最初の例で、キリスト教信者 3 人は、新たに改正された第 500 条の下に告発され、それぞれ禁錮 5 年を言い渡され、その後控訴審で 3 年に減刑されたやはり初めての信者になるという結末で終わった (中略)。』¹⁹⁵

6.9.5 Article 18 の及び Hana によるその他の報告書の指摘によれば、2021 年から 2022 年にかけて、キリスト教改宗者は、キリスト教活動の実施を断念する誓約書に署名させられた。^{196 197}

6.9.6 Open Doors 英国支部の報告によれば、2019 年 2 月に逮捕され、その後保釈されたキリスト教改宗者は、イスラム教聖職者の再教育授業を強制的に受講させられた。同報告書によれば、この男性は 4 回授業を受けた後、復帰を拒否した。新型コロナウイルスにより何度か延期された後、2021 年 4 月に、この男性は『イスラム共和国に不利な宣伝行為』で有罪判決を受けた。男性の控訴は 6 月に棄却され、2021 年 7 月から 10 か月の禁錮刑に服している。¹⁹⁸

6.9.7 Article18 の 2022 年 2 月の報告によれば、『[最高裁判所の判決に従って¹⁹⁹]11 月に不正行為の疑いが晴れたキリスト教改宗者集団は現在、イスラム教的信条の「再教育」授業を強制的に受けさせられている。』無罪判決を受けたにもかかわらず、この集団は、IRGC に召喚され、この集団をイスラム教に再改宗させることを企図するイスラム聖職者の強制セッションを 10 回受講しなければならないことになっている。』²⁰⁰

逮捕及び刑事告発も参照。

目次に戻る

¹⁹³ Landinfo, '[Iran: Arrestasjon og straffefølgelse av kristne konvertitter...](#)' (page 4), 20 June 2022

¹⁹⁴ Article 18 and others, '[Annual Report 2020](#)' (page 10), February 2021

¹⁹⁵ Article 18 and others, '[Annual Report 2021](#)' (page 7), January 2022

¹⁹⁶ Article 18, '[Christian converts released on condition they stop meeting together](#)', 27 April 2021

¹⁹⁷ Hana, '[Four Christian Converts Arrested in Neyshabur](#)', 19 July 2022

¹⁹⁸ Open Doors UK, '[Iranian convert who refused to inform on other Christians...](#)', 2 August 2021

¹⁹⁹ USCIRF, '[Country update: Iran](#)' (page 2), July 2022

²⁰⁰ Article 18, '[Converts cleared of any crime must now attend "re-education"...](#)', 1 February 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

本節は 2022 年 9 月 14 日に更新された。

7. 教育及び雇用の権利

7.1 教育

7.1.1 **Open Doors** によれば、『キリスト教徒の子どもは、教育レベルに関係なく、キリスト教以外又は多数宗派の授業を受けることを強要されている。』また同報告書によれば、

『改宗者の子どもは自動的にイスラム教徒として登録され、1979 年革命以降イスラム化が進んだイスラム教に基づく教育制度を修了しなければならない。一部の改宗者はこれに反対しようとしたが、この試みは改宗者の訴訟に発展し、関係した子どもが脅迫される結果を招いた。多くは、迫害の強化を恐れてこの法的争いに身を置かないことを選択する。アルメニア系及びアッシリア系教会の子どもも、小学校でコーラン及びイスラム教の授業を受けさせられる。「イスラムの歴史」、「コーランの教え」及びアラビア語などの課目は、その信仰に関係なく、中等教育以降の全ての生徒に必修である。受験生は大学入学願書にその信仰を記載することを義務付けられている。

『イスラム教徒として生まれた受験生がその信仰をキリスト教と記載する場合は、その生徒は大学での勉強を認められなくなる。このため、イスラム教家系の改宗者は実際のところ、中等教育以降の教育を受けることができない（出願時に改宗した信仰を隠しておく場合を除く）。』²⁰¹

7.1.2 **IRB** の回答（2017 年から 2021 年 2 月まで）によれば、

『[括弧内で引用した]複数情報筋によると、キリスト教改宗者は、教育において「深刻な差別を受け」(Representative、2021 年 2 月 15 日)あるいは、「教育の機会を剥奪される」(Article18 他、2021 年 1 月、13)。Article18 及び他団体の共同報告書によれば、2019 年 12 月に、あるキリスト教改宗者及び活動家が大学から追放された (Article 18 他、2021 年 1 月 13 日)。複数情報筋の指摘によれば、イスラム教徒として登録されることを拒否する (Research Fellow、2021 年 2 月 22 日) 又は願書提出時にイスラム教徒だと申告しない (Open Doors、2020 年 11 月、33) キリスト教改宗者は、大学に受け入れてもらえない (Research Fellow、201 年 2 月 22 日、Open Doors、2020 年 11 月、33)。Aryeh Secom 代表によれば、キリスト教信者の子どもはキリスト教学校への入学を「たいてい妨害される」(Aryeh Secom、2021 年 2 月 15 日)。Open Doors の報告によれば、キリスト教改宗者の子どもは「自動的に」イスラム教徒として登録され、イスラム系の学校に通わなければならない (Open Doors、20 年 11 月、32)。』²⁰²

[目次に戻る](#)

²⁰¹ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 33), January 2022

²⁰² IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.2 雇用

7.2.1 USSD IRF の 2021 年報告書が非イスラム教徒の概要について述べたところによれば、

『非イスラム教徒は、法律により、法務機関、治安当局（正規陸軍と区別される）又は学校長の職に就くことを許されない。政府関係者は選出公職の候補者及び公務員雇用の志願者を、イスラム教の信奉及び知識及び、イスラム共和国への忠誠（選別要件）に基づいてふるい分けることができる。公認少数宗派の信者はこの忠誠要件を満たす場合は、下級公務員になることができる。イスラムの原理及び規則を遵守しない政府職員は刑罰の対象となり、解雇される又は、特定の部門での勤務を禁じられる可能性がある。』²⁰³

7.2.2 Open Doors によれば、『民族的』キリスト教徒『(中略) は雇用上の制限に遭遇する（特に公職の多くではイスラム教徒であることが必須条件であり、当局はイスラム教徒の雇用主にキリスト教徒従業員解雇を強制することで知られる）(中略)』²⁰⁴

7.2.3 複数情報筋を引用した、IRB の回答（2017 年から 2021 年 2 月まで）によれば、

『Article18 の指摘では、政府機関の「多く」は少数宗派の信者を雇用しない（Article18、2019 年 11 月 29 日）。CHRI の代表によれば、「求職者にその宗教的信仰の申告を義務付ける慣習は、少数宗派に対する雇用及び雇用慣行上の差別の一環である。」（CHRI、2021 年 2 月 11 日）(中略) 2019 年に関する米国世界信教の自由報告書によれば、「憲法が公認少数宗派に割り当てる」²⁹⁰ 議席の 5 議席を除き、非イスラム教徒は議会への選出又は、上級公務員、情報機関又は軍幹部の地位を得ることを許されない」（米国、2020 年 6 月 10 日、8）。特別研究員も、キリスト教徒は政府又は軍の「重要な」地位には就けないと述べた（特別研究員、2021 年 2 月 22 日）。また、同情報筋によれば、

『例えば、公職は理論的には、非イスラム教徒に与えられないものだが、この職に雇用されたキリスト教徒は複数いる。厳密に言うと、銀行の上級職も非イスラム教徒には与えられないが、上級管理署職及び監査官として就業する[非イスラム教徒]は何人かいる。しかし、イラン人キリスト教徒は、他のキリスト教徒よりも不名誉とされる可能性が高く、就職の障害に遭遇する可能性も高い。重要な問題は、イランの身分証明書 - kart-e melli (ID カード) 及び shenas-nameh (出生証明書類) である。上記は宗教が記載されるもので、イスラム教徒に分類されること（正式な登録）を拒否するイラン人キリスト教徒にとって、雇用機会の障害になり得る（中略）ここ数年を通じて、身分証明書に「その他」の区分を設ける方法をこれを緩和しようとする動きが見られたが、これは 2020 年初めに撤回され、該当する場合でも、「その他」の区分は通常、当該個人は「望ましくない」宗派に属することを示す（中略）（特別研究員、2021 年 2 月 22 日）

『HRAI の代表の詳細な指摘によれば、

²⁰³ USSD, '2021 Report on International Religious Freedom: Iran' (section II), 2 June 2022

²⁰⁴ Open Doors, 'Iran: Full Country Dossier' (page 11), January 2022

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『[キリスト教徒]は、基本的には雇用の機会に困難に遭遇することはないが、上級管理職まで達するには困難に遭遇する。教団内を除き、キリスト教徒で上級管理職に就いている者はいない。(中略)キリスト教に改宗した信者は(中略)[雇用機会において]深刻な差別を受けている。(Representative、2021年2月15日)』

『Article18の報告によれば、2020年6月にブーシェフルで、キリスト教改宗者7人が「国に不利な宣伝行為」で有罪判決を宣告され、雇用の制限を含む判決を受けた。1人は、終身まで国立機関での就労を禁止され、他6人は、追放刑の期間を通じて現在の職に就くことを禁止された(Article18、2020年6月29日)。』²⁰⁵

7.2.4 IHRDCの報告書によれば、キリスト教改宗者は、

『(中略)公共部門及び民間部門の雇用全般において差別を受けている。イラン国民は、通常、履歴書の中でその宗教を申告した上で、教会礼拝に出席することを義務付けられている。この条件に起因して、何人ものキリスト教改宗者が失業した又は就業できなかった。軍務を含む多くの公職において、イスラム教信仰及びヴェラーヤテ・ファギーフ(velayat-e faqih)への恭順は、雇用の必須要件である。キリスト教改宗者のような少数派信者が軍に採用されないのはこのためである。ただし、少数宗派の男性信者は、健康状態により兵役を除外されない限り、2年間の兵役義務を遂行しなければならない。』²⁰⁶

証拠書類の作成も参照

[目次に戻る](#)

²⁰⁵ IRB, 'Iran: Situation and treatment of Christians by society and the authorities...', 9 March 2021

²⁰⁶ IHRDC, 'Living in the Shadows of Oppression...' (Right to education and work), 12 August 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

版管理

認可

以下はこの情報ノートが認可された時点の情報である。

- ・ 第7版
- ・ 2022年9月21日から有効

公式 – 機密 : Start of section

本節に記載する情報は、内務省内での使用に制限されるため、割愛された。

公式 – 機密 : End of section

この情報ノートの最終版からの変更

国別情報及び審査の更新

[目次に戻る](#)